

戦略1 - 2 豊かな心とすこやかな体の育成

1 局運営方針に掲げた戦略・具体的取組の状況等

(1) 具体的取組の達成状況

【 道徳教育の推進】

さまざまな体験を通して、生命や人権を尊重する心を持ち、自分を高めるとともに、他の人と適切に関わり、よりよい社会の実現に努める道徳性を養う。

そのために、道徳教育の推進に向けた教材の精選や指導力の向上、協力体制の充実など、道徳の時間を要とした指導の充実を図る。合わせて、豊かな体験を通して児童・生徒の内面に根ざした道徳性を育成するため、自然体験やボランティア体験などの多様な体験活動や、キャリア教育における職場体験活動などの幅広い活動を推進する。

業績目標	達成状況
学習指導要領に基づき作成した、道徳教育の全体計画等を効果的に遂行できるように、教員の指導力向上に向け、道徳教育推進教師を対象とした研修を年3回実施する。	
全小・中学校の各学年で、自然体験、集団宿泊、ボランティア、職場体験、大阪体験、芸術文化体験などのカテゴリーから2つ以上の体験活動を実施する。	
全小学校で職業講話または職場見学を実施する。	
全中学校で職業講話または職場体験活動を実施する。	

- ・教育委員会に道徳教育推進委員会を設置し、モデル校における教材の精選を含めた研究実践の支援や成果の発信などを行っている。また、全ての小・中・特別支援学校の道徳教育推進教師対象の研修会を3回実施し、参加率は1回目100%、2回目100%、3回目97%で、参加者アンケートにおいて、「本日の研修は充実していましたか」の項目に対して「思う(どちらかといえば思う)」と回答した割合は平均92%であった。
- ・全ての小・中学校で、2つ以上の体験活動を盛り込んだ「多様な体験活動推進事業実施計画書」を作成し、これに基づいた取組を進めた。
- ・全ての小・中学校で「キャリア教育全体計画」を作成し、各校で計画に基づき、小学校では299校(100%)で職業講話や職場見学を実施し、中学校では124校(95.3%)で職業講話や職場体験活動を実施した。

< 課題及び改善策 >

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・道徳教育推進教師研修会のさらなる充実を図り、教材の精選やその活用方法、校内の協力体制等について周知する必要がある。 ・学校・地域の実情に合わせ、全ての小・中学校でキャリア教育の活動を実施する必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ・各校に対して道徳教育推進教師研修会への参加を促すことにより、各校における教員の指導力の向上や協力体制の充実を図る。 ・各校長が従来以上にマネジメント力を発揮し、校長経営戦略予算を活用するなどして特色ある学校づくりに取り組む中で、全ての小・中学校でキャリア教育における職場体験活動などの幅広い活 |
|---|--|

動を推進する。

【 いじめ・不登校・児童虐待等の防止】

いじめ・不登校等の課題に対応するため、いじめ問題対策推進会議・不登校対策等プロジェクト会議の開催やスクールソーシャルワーカーの配置・派遣を行う。また、生徒への指導の充実を図るため、ネット上の犯罪被害の防止や情報モラルの向上に関する研修を実施する。

児童虐待の早期発見と防止に向け、児童虐待防止支援委員会の開催や、医師、臨床心理士、弁護士等の専門家チームの学校園への派遣のほか、教育委員会内に相談窓口を設置し、社会福祉士が教職員に指導・助言等を行う。

業績目標	達成状況
スクールソーシャルワーカーの拠点校を市内に5校設置し、週3回（内1回は要請のあった近隣の学校園に派遣）対応する。また、担当区を設定し、関係機関との円滑な連携を図る。	
情報モラル等に関する指導の充実を図るため、担当者以外にも対象を広げて研修を年3回実施する。	
教職員からの相談に対する窓口を週3回設置する。	

- ・スクールソーシャルワーカーを5校に配置し、要請のあった学校園に81件の派遣を行った。また、スクールソーシャルワーカーと、各区役所や関係機関の担当者とのネットワークづくりを進めた。
- ・7月に管理職、8月に担当教員、11月に生徒主事（生活指導担当）を対象にそれぞれ情報モラル研修を実施した。参加者アンケートにおいて、「本日の研修は充実していましたか」の項目に対して「思う（どちらかといえば思う）」と回答した割合は平均89.5%であった。
- ・教職員からの相談窓口を週3回開設し、238件の相談に対応した。

< 課題及び改善策 >

- ・いじめなど学校園だけでは解決が困難な事案を支援する、学校園が活用しやすい制度にする必要がある。
- ・児童虐待防止などの取組について、スクールソーシャルワーカー、児童虐待防止支援委員会や相談窓口などを、各校がよりの確かつ効果的に活用することができるよう、改善を図る必要がある。
- ・学校園だけで解決が困難な事案について、関係機関とも連携を図りながら、専門家チームの派遣、教職員用相談窓口の活用など、解決に向けた学校への支援を行う。また、これらの支援も示したいじめ・問題行動への対応マニュアルを作成し、学校園に周知する。
- ・校長会などの機会を通じて周知し、各事業の総合的かつ組織的な活用について促進を図る。

【 防災教育の推進】

災害時に際して自らの命を守り抜くため「主体的に行動する態度」を育成するとともに、支援者となる視点から、安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高める。

具体的には、防災教育推進プロジェクトチーム等において防災教育に関する研究を行うとともに、管理職や教職員対象の防災教育研修を実施し、地域と連携した防災教育の具体的な実施方法を周知するなど、取組の充実を図る。

業績目標	達成状況
防災教育推進プロジェクトチームや防災教育実践モデル校（小1校・中1校）において実践事例の研究・検討を行い、「子どもの安全を守るための防災指導の手引き」の改訂版を作成し、年度末までに全学校園に周知する	

・防災教育実践モデル校と防災教育推進プロジェクトチームが連携し、モデル校2校における実践事例の研究・検討を進めた。この実践事例をはじめ、防災教育に関する資料の充実を図り、「子どもの安全を守るための防災指導の手引き」を3月に改訂し、全学校園に周知した。

また、防災教育研修を管理職向けに1回、教職員向けに3回実施し、のべ414名の参加があった。図上訓練の手法や防災教育の先進的な取組などについて周知し、参加者アンケートにおいて、「本日の研修は充実していましたか」の項目に対して「思う（どちらかといえば思う）」と回答した割合は全て90%以上であった。

< 課題及び改善策 >

・地域の特徴に応じた実践研究を行い、さらに本市の実情に即した防災教育の充実を図る必要がある。

・さらに防災教育実践モデル校を拡充し、地域の特徴（湾岸地域、上町台地等）に応じた実践研究を行うとともに、地域や異種校園とも連携した防災教育の推進に役立つよう、「子どもの安全を守るための防災指導の手引き」については最新の知見（科学的解明の進展や減災対策の実践など）を基に検証し、実効ある防災教育に資する内容とする。

【 子どもの体力向上支援】

子どもの体力向上に向け、各学校で策定した「体力づくりアクションプラン」に基づき、自校における体育・健康に関する指導の改善を進める。

また、各学校の改善に資するため、モデル校を定め、トップアスリートを講師に招いたり、公認の競技場で活動するなどの取組を行い、その成果を発信するとともに、教員の指導力の向上に向け、「子どもの体力向上支援DVD」を作成した。

業績目標	達成状況
全小・中学校において、前年度の結果を踏まえて「体力づくりアクションプラン」を改訂し、体力向上にかかる取組を改善して実施する。	
モデル校の取組の成果を生かして、より効果的な事業展開を図るため、体	

育主任（保健体育科主任）を対象に、体力向上支援事業研修会を年1回実施する。	
文部科学省の委託事業を受け、教員の指導力向上に向けた実技研修を年2回実施する。	
「子どもの体力向上支援DVD」を作成する。	

- ・全ての小・中学校において、「体力づくりアクションプラン」の改訂を行い、これに基づき体力向上の取組を実施した。各小中学校に対する「体育・スポーツに関する調査」の結果では、アクションプラン作成前と比較して、体育の授業において工夫した取組が増えたとする学校の割合が、小82.9%、中80.9%であった。
- ・6月にモデル校の担当者会を実施して各校の取組やプログラム作成に関する情報交換を行い、その内容を2月に体育主任対象の「子どもの体力向上支援事業研修会」において活用した。
- ・夏季休業中に教職員対象の「子どもの体力向上実技研修会」を、トップアスリートを講師に迎えて2回実施し、それぞれ100名を超える参加を得た。
- ・トップアスリートの指導法などを紹介したDVDを作成し、全小・中・特別支援学校に配付した。

< 課題及び改善策 >

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・モデル校の取組の成果を広く周知する必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ・全ての小・中学校の管理職や教職員を対象に「子どもの体力向上支援事業研修会」を実施し、モデル校の実践事例を報告するとともに、それらを含めた取組を収録した「子どもの体力向上支援DVD」の活用を促進する。 |
|--|--|

【 食育の推進】

成長期にある児童・生徒が、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を発達段階に応じた身に付けることができるよう、小中一貫した継続性に配慮した食に関する指導の充実を図るなど、学校教育全体で食育を推進する。

併せて、家庭からの弁当持参への支援を行うとともに、中学校においては、望ましい食生活・食習慣の形成に向け、弁当箱のデリバリー方式による給食を、配膳室の整備が完了した学校から段階的に実施する。

業績目標	達成状況
すべての小・中・特別支援学校において、各学校の「食に関する全体計画」に基づき、学年ごとの「食に関する年間計画」を策定する。	()
家庭での食に対する関心を高めるため、「食育つうしん」を年11回発行する。	
小学校6年生全員に弁当レシピ集を配付する。	
中学校97校で学校給食を実施する。(2か年計画の1年目)	

- ・給食主任研修会や校長会を通じて「食に関する年間計画」の策定を指導した結果、24年度策定率は小68%、中58%、特別支援67%に向上した。(23年度:小62%、中51%、特別支援67%)

- ・4月から「食育つうしん」を11回発行し、家庭における食の関心の向上に努めた。
- ・弁当レシピ集を作成し、小学校6年生の児童に配付した。
- ・配膳室の整備が完了した学校から中学校給食を開始した。(24年9月～45校、25年1月～52校)

<課題及び改善策>

- ・「食に関する年間計画」の策定を徹底する必要がある。
- ・引き続き、「食に関する年間計画」の策定を促進するため、未策定校に対し具体的な参考例を示すなど、従来以上に丁寧な指導を行い、全ての学校で作成する。
- ・中学校給食を全校実施する必要がある。
- ・残る31校における配膳室の整備を進め、25年度中に市内全128校で中学校給食を実施するとともに、保護者や生徒への周知を図る。

(2) 戦略の進捗状況とめざす成果の達成状況

- ・自他の生命を尊重する心、自尊感情や他者への思いやり、規範意識や自律心、社会に主体的に参画する態度など、豊かな心を育てる。
- ・たとえ困難な状況に置かれても夢と志を持って、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していけるよう、必要な基盤となる能力や態度を育てる。
- ・いじめ・不登校・児童虐待等を未然防止・早期発見するとともに、問題に適切に対応するしくみを充実する。
- ・運動の習慣や基本的な食生活習慣を確立し、生涯にわたって自らの心身の健康を管理する能力を培う。
- ・戦略の推進にあたっては、具体的取組に取り組むとともに、こども青少年局・ゆとりとみどり振興局等の取組(スクールカウンセラー、トップアスリートとの交流等)とも連携を図る。

達成目標	進捗状況
27年度までに全国調査の「人が困っているときに進んで助けますか」の項目について、「当てはまる(どちらかといえば、当てはまる)」と答える児童・生徒の割合を全国平均以上にする。	B
27年度までに全国調査の「将来の夢や目標を持っていますか」の項目について、「当てはまる(どちらかといえば、当てはまる)」と答える児童・生徒の割合を全国平均以上にする。	
市立小・中学校の児童・生徒が 認知するいじめの件数を減少する。	
不登校の状態にある児童・生徒数を減少する。	
児童虐待について、学校園で把握した個々のケースに対し、必要な対応をした割合を100%にする。	
25年度までに、防災に関する授業を年間2時間以上実施する学校の割合を100%にする。	

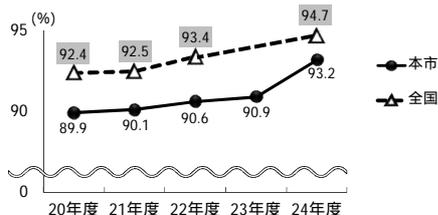
27年度までに全国体力・運動能力、運動習慣等調査の各種目の結果を全国平均以上にする。	
27年度までに全国調査の「朝食を毎日食べていますか」の項目について、「食べていない(あまり食べていない)」と答える児童・生徒の割合を全国平均以下にする。	
27年度までに生徒が栄養バランスのとれた昼食(家庭弁当や学校給食)を摂取する割合 100%にする。	

<めざす成果の達成状況>

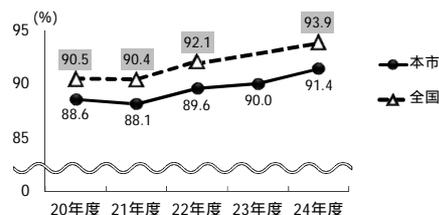
「人の役に立つ人間になりたいと思いますか」の項目について、「当てはまる(どちらかといえば、当てはまる)」と答える児童・生徒の割合(全国調査における設問項目が若干変更されている)

数値は年々順調に上昇している。

人の役に立つ人間になりたいと思いますか(小学校)



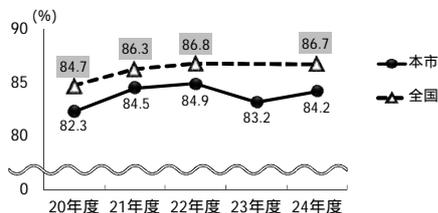
人の役に立つ人間になりたいと思いますか(中学校)



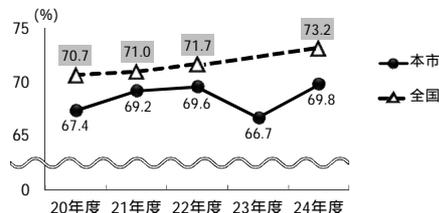
「将来の夢や目標を持っていますか」の項目について、「当てはまる(どちらかといえば、当てはまる)」と答える児童・生徒の割合

この5年間では上昇傾向にあるが、小学校では全国的にも横ばい傾向が見られる。

将来の夢や目標を持っていますか(小学校)

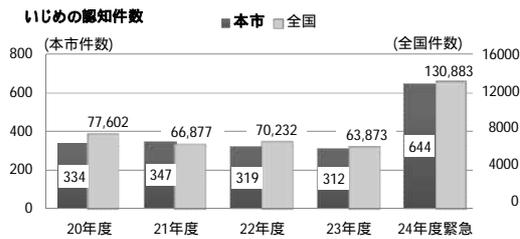


将来の夢や目標を持っていますか(中学校)



市立小・中学校の児童・生徒が 認知するいじめの件数

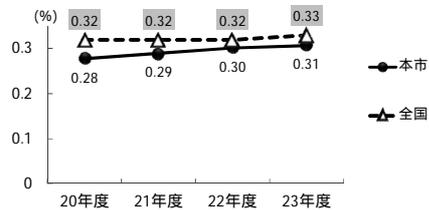
24年度の緊急調査では本市も全国も数値が大幅に増加しており、本市では認知件数が644件に及んでいる。



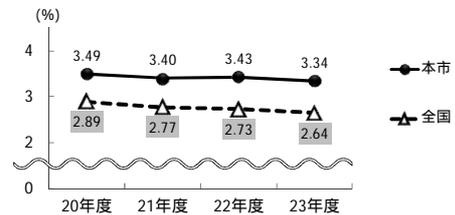
不登校の状態にある児童・生徒数

中学校では徐々に減少しているものの、全国平均を大きく上回っている。逆に、小学校では増加しているものの、全国平均を下回っている。

不登校の割合(小学校)



不登校の割合(中学校)



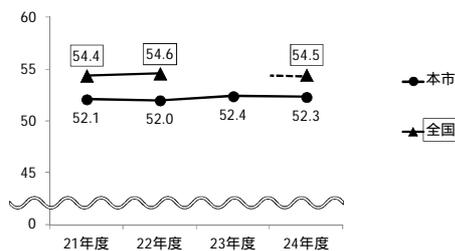
児童虐待について、学校園で把握した個々のケースに対し、必要な対応をした割合は、現在対応中の事案も含めて 100%となった。

防災に関する授業を年間2時間以上実施する学校の割合は98.2%であった。

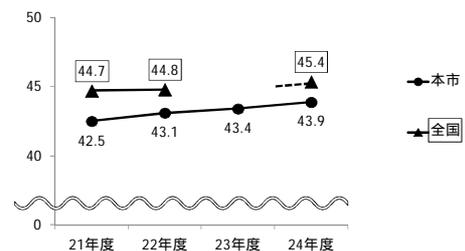
体力・運動能力調査の結果

未だ全国との差はあるものの、体力・運動能力が順調に向上しており、特に中学校では、成果が顕著に表れている。

運動能力8種目合計得点(小学校5年)

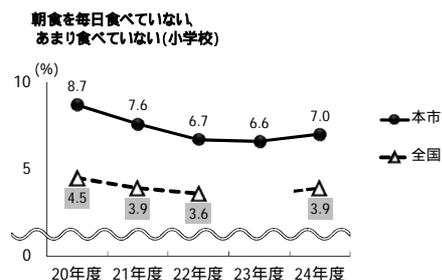
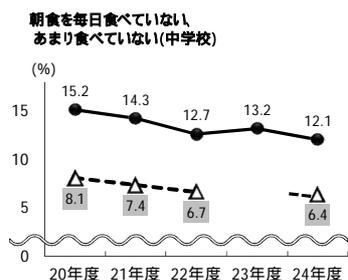


運動能力8種目合計得点(中学校2年)



「朝食を毎日食べていますか」の項目について、「食べていない(あまり食べていない)」と答える児童・生徒の割合

数値は年々減少し成果が表れてきているが、小学校では24年度は本市・全国ともに増加した。



生徒が栄養バランスのとれた昼食（家庭弁当や学校給食）を摂取する割合は 90.3%であった。（23年度 88.6%）

<戦略の進捗状況>

- ・全国調査の結果では、「人の役に立つ人間になりたいと思いますか」「将来の夢や目標を持っていますか」で肯定的な回答をする児童・生徒の割合が上昇し、特に「人の役に立つ人間になりたいと思いますか」で肯定的な回答をする児童の割合は全国平均との差が縮まってきている。しかし、全国の水準には未だ隔たりが見られることから、引き続きの課題である。

全国調査の結果では、自尊感情や規範意識においても伸びが見られるとともに、たとえ困難な状況でも夢と志を持って生き抜く力が身につけてきていると考えられる。

また、防災に関する授業を年間2時間以上実施した学校の割合は、24年度は98.2%であり、取組は各学校に浸透しつつある。

- ・いじめについては国の緊急調査の結果にも表れているように、絶対数の多さが課題である。また、中学校の不登校の割合が減少傾向にあるものの、全国平均との差は依然として大きく、引き続き、スクールソーシャルワーカーの配置や関係機関との円滑な連携を図る必要がある。一方、学校園で把握した児童虐待については全て適切な対応が行われている。いじめに対する早期対応や不登校の生徒のさらなる減少に向け、専門家チームの派遣や教職員用相談窓口の活用など、取組を進めているところである。
- ・運動習慣の確立に向けては、具体的取組の他、「トップアスリートによる『夢・授業』」において、ゆとりとみどり振興局と連携するなどしてきたことにより、運動能力8種目の合計得点については全国との差が徐々に縮まりつつある。

一方、中学校給食を配膳室の整備が完了した学校から開始しているが、喫食率が低く、栄養バランスのとれた昼食を摂れていない生徒がまだいることや、全国調査で「朝食を食べていない」と回答する小学生がやや増加していることなどから、計画的かつ体系的な食育の推進など、基本的な食生活習慣の確立にむけた取組をさらに進める。

総じて、運動習慣は身につくつつあるが、食生活習慣については課題が残っている。

2 戦略を通した今後の方向性

全国調査において、「人の役に立つ人間になりたいと思いますか」「将来の夢や目標を持っていますか」といった豊かな心の醸成を示す指標において、肯定的な回答をする児童・生徒の割合は順調に上昇してきている。道徳教育の充実については、各学校に対して、年

間標準時数の確保だけでなく、学習指導要領に示されている学年段階ごとの道德教育の内容を全ての学年において確実におさえるように周知してきた。このことが、児童・生徒の道德的な心情や態度等の育成につながってきたのではないかと考えられる。

一方で、これらの指標を全国平均以上にするためには、道德教育のさらなる推進により、道德心・規範意識や社会性を養う必要がある。

道德の時間を要として教育活動全体を通じて行う中で、引き続き自由と規範意識や権利と義務を重んじる態度、自己の判断と責任で道を切り拓く力、真理と正義を求め、公共の精神を尊ぶ態度、豊かな人間性と想像力を育てていく。そのために、ボランティア活動や職場体験活動等の体験的な活動を通して、子どもが豊かな感性や情操を育み、人間としてのあり方や生き方を考えることができるように努める。

キャリア教育については、子どもたち一人一人が「生きる力」を身につけ、しっかりとした勤労観・職業観を形成・確立し、将来直面するであろう様々な課題に柔軟かつたくましく対応する力を高めることが重要な課題である。そのため、社会的、職業的自立に必要な能力の育成をめざし、系統的・体系的なキャリア教育の充実が求められる。

現在、各学校においてキャリア教育の年間指導計画を策定し、その充実に取り組んでおり、職業に直接係わる体験活動に関して、小学校では、全ての学校において職業講話や職場見学を実施しており、中学校では、職業講話や職場体験を 95.3%の学校で実施しているが、いずれも、今後さらに取組の充実や内容の精選を図らなければならない。

体験学習の充実を図るため、関西キャリア教育支援協会をはじめ関係機関、企業等と連携し、講師派遣や体験先の紹介等に努めている。また体験学習等協力機関の情報等をさらに積極的に発信していく。

また、教職員研修については、小学校・中学校・高等学校と子どもの発達段階に即したキャリア教育の推進をめざして、講演、ワークショップ、施設見学等を実施する。

道德教育の充実に向けてはこれまでも、文部科学省による道德教育の実施状況調査に加えて本市独自の調査を行う中で、年間授業時数の確保や副読本等を活用した道德の授業の実践について指導・助言を行い、全校の道德教育推進教師を対象とする悉皆の研修会を年間3回実施するとともに、24年度には外部の有識者を含めた「大阪市道德教育推進委員会」を設置し、本市の現状や課題を分析・検討しながら、教職員研修の充実やモデル校の研究実践等による教材や指導法等について発信してきたところである。

教育振興基本計画にも定めているとおり、今後、幼児期から小・中学校を通じた義務教育修了までの期間に、基本的な道德心や規範意識として、例えば「人に親切にする」「嘘をつかない」「法を犯さない(ルールを守る)」「勉強する」など、社会で生きる上で身に付けておかなければならない普遍的な事柄について明確化して繰り返し指導していく必要がある。

今後さらに、読み物資料等を活用した道德の時間の授業実践、教材の精選と指導方法の工夫・改善を進め、教員の指導力の向上や校内における指導体制の確立を図る。

24年度に実施したいじめの緊急調査では、本市における1校あたりのいじめの認知件数は全国平均より低く、解消率が大幅に上がっていることから、教職員の意識も向上してき

ていると考えられる。

しかしながら、緊急調査では半年間の認知件数が前年度1年間の件数の2倍となっている。この実態を厳粛に受け止め、早急な対応が必要である。いじめは絶対に許されない行為であるとの認識のもと、全教職員が、児童・生徒が発するわずかなサインを見逃さず、いじめには毅然とした対応を行っていく。現在作成中のいじめへの対応マニュアル等の活用も図る。併せて、いじめの未然防止に向けた取組も重要である。25年度より、学期ごとに全市統一のアンケートを実施し、いじめの未然防止と実態把握に向けた取組を進めるとともに、プロジェクトチームを設置し、コミュニケーション力の向上や人間関係づくりの指導について実践的研究を進め、いじめを生まない集団づくりを推進する。

一方、いじめの認知や指導、保護者への対応などを含め、解決が困難な事案については、こども青少年局をはじめとする関係機関とも連携を図りながら、弁護士や医師、臨床心理士や社会福祉士、警察OBなどからなる専門家チームが学校への助言を行い、学校を支援する。また実態に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携を図るなど、総合的かつ組織的な事業の活用を図る。

スクールソーシャルワーカーについては、相談の待ち受けにとどまらず派遣中心の学校支援をすすめる。継続支援を行っている事案の課題別状況を見ると、24年度はいじめが前年度の15件から32件に増え、解決・好転している事案が8件ある(23年度は2件)。引き続き支援中の事案も22件あり、今年度も支援を継続する。

本市の不登校の児童生徒数は減少傾向にあり、23年度の小学校の不登校率は全国平均を少し下回っているものの、中学校の不登校率は全国平均の約1.3倍あり、中学校進学後の不登校の増加が大きな課題である。これは、いわゆる「中1ギャップ」が要因の一つと考えられ、小学校・中学校間の連携を密に図りながら小中一貫した教育を推進する中で、児童生徒の学習面や生活指導面でのつまずきや不安などを減らす取組を進めるとともに、不登校対策等プロジェクトにおいて、コミュニケーション力の向上や人間関係づくりの指導について実践的研究をすすめ、不登校を生まない集団づくりを推進する。

一方で、学校支援のためにスクールソーシャルワーカーの活用を図る。24年度の課題別支援状況を見ると、不登校が最も多く651件ある。そのうち解決または好転している事案が173件、支援中のケースが459件あり、25年度も引き続き、学校・関係機関と連携を図りながら継続支援を行う。

ネット上の犯罪被害の防止や情報モラルの向上にむけては、管理職や情報教育担当者を対象とした情報モラル研修や、学校教育ICT活用事業 モデル校教員対象の情報モラル研修をはじめ、新任教員や希望者を対象として、SNSの影響、ネットの怖さ、メディア・リテラシーなどについての研修を実施している。

また、各校のパソコン教室で利用できる児童生徒指導のための情報モラル教材を提供している。さらに、「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」にアドバイザーとして参加している通信事業者等による児童・生徒および保護者向け情報モラル教室の開催を周知しており、これを活用する学校が増加している。

一方、実際に子どもが危機に遭遇した場合の対応策として、「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」による相談窓口の活用を周知している。

今後も、情報モラル研修を、社会の変化に迅速に対応したタイムリーな内容に改善するとともに、児童生徒および保護者を対象にした情報モラル教育を推進する。

25年5月に国の中央防災会議の最終報告、翌6月に大阪府の防災会議からも津波浸水被害予測が出されている。さらに昨年10月には、国交省から地震時の大規模火災発生予測が公表された。いずれも従来の被害予測を上回っており、防災（減災）教育の必要性が非常に高まっているため、東日本大震災の教訓を風化させることなく、地域の実情に応じた防災教育の充実を図る必要がある。

そこで、管理職や教職員を対象にした防災研修を引き続き実施する。関係諸機関と連携し外部講師を招いたり、モデル校の実践報告を行ったりするなど研修内容を充実させてより多くの教職員の参加を図る。また、各校園で防災教育を年間指導計画に位置付け、各教科・領域で横断的に実践を行うとともに、特に、防災教育実践モデル校（25年度小中学校4校）において実践研究を行い、本市の実情に即した防災（減災）教育の充実を図る。

また、各区役所や消防署と連携した防災訓練等の取組を引き続きすすめる。

「子どもの安全を守るための防災指導の手引き」については、3月に改訂したところであるが、例えば南海トラフ地震の被害想定において6月に発表された内容が8月には修正されるなど、状況は刻々と変化しており、危機管理室より最新情報の提供を受けて想定の変更や地域の実情に応じた修正を行うとともに、引き続きモデル校の実践事例を掲載することにより、各校園において、避難のための実地訓練の充実を含めて効果的に活用するよう周知する。

すこやかな体の育成に向けては、体力・運動能力などに関する指標で改善が見られるなど一定の成果が表れてはいるが、27年度までに全国体力・運動能力、運動習慣等調査の各種目の結果を全国平均以上にするという目標の達成のために、各学校の「体力づくりアクションプラン」を点検するとともに、引き続き関係部局との連携を図りながら、体力向上にかかる取組を改善していく。

また、子どもたちが将来にわたって健康に生活するためには、栄養や食事のとり方などについて正しい知識に基づいて自ら判断し実践する食の自己管理能力や望ましい食習慣を身につけさせるために、計画的かつ体系的な食育の推進が重要である。

25年9月から全中学校で中学校給食を実施するが、現在よりも喫食率を高め、全ての生徒が栄養バランスのとれた昼食を摂れるようにする必要がある。現在、中学校向け「食育つうしん」を毎月配付する中で、学校給食の栄養のバランスや食事と健康についても周知している。今後はさらに、学校給食をいかした食育を推進するために栄養教諭の専門性を活用した授業や講話等の取組を進める。

一方、「食に関する全体計画」については以前からすでにすべての学校で策定しており、「食に関する年間計画」についてもその策定を強く指導し、これに基づいた食育を推進する。児童生徒に対し、バランスのとれた栄養摂取の重要性をより丁寧に指導するとともに、中学校におけるアンケート調査などを通じ、給食の質の向上に努め保護者や生徒の理解を深めることで給食喫食率の向上もめざしていく。

戦略 1 - 3 一人ひとりのニーズに応じた教育の提供

1 局運営方針に掲げた戦略・具体的取組の状況等

(1) 具体的取組の達成状況

【 小・中学校における特別支援教育の充実】

「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」に基づいて効果的な指導や適切な支援が行えるよう、巡回相談の実施や教育活動支援員、特別支援教育補助員の配置等を行う。

特別支援教育にかかる取組の充実を図るため、各学校園で校内委員会を開催するとともに、各区において特別支援教育コーディネーター連絡協議会を実施する。また、教職員の資質向上を図るため、研修等を実施する。

業績目標	達成状況
3年間(24~26年度)で、すべての学校園における相談体制の活用を100%にする。(24年度目標は80%)	
教育活動支援員242人、特別支援教育補助員191人を配置する。	
特別支援教育コーディネーター連絡協議会を各区で年3回実施する。	
特別支援教育にかかる自校園の取組について、(前年度よりも)「推進した」また「やや推進した」と回答する特別支援教育コーディネーターの割合を増加させる。(23年度は68.5%)	

- ・24年度中に70%の学校に対し、相談への対応や指導を行った。(23年度 54%)
- ・教育活動支援員と特別支援教育補助員については、計画通り配置し、障がいのある児童・生徒の適切な支援を図った。
- ・コーディネーター研修を6回、基礎研修を2回、コアメンバー研修を3回実施し、それぞれ286名、286名、79名が参加した。また、特別支援教育コーディネーター連絡協議会を区ごとに3回開催し、情報交換を行うとともに各校園での取組の充実を図った。
- ・特別支援教育コーディネーターのアンケートにおいて自校園の取組について、(前年度よりも)「推進した」また「やや推進した」との回答は、71%であった。

< 課題及び改善策 >

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・相談件数の増加や、相談内容の多様化に対応する必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ・臨床心理士に加え、作業療法士が、特別支援教育担当アドバイザーとして巡回相談を実施することで、多角的な視点からの助言が可能となり、また学校園のニーズに応じ必要な時期、必要な回数受けられるようにする。
さらに、ジョブアドバイザーやスクールアドバイザーを特別支援学校に配置し、そのセンター機能の拡充を図る。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・教育活動支援員、特別支援教育補助員に対するニーズが高まっている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・区の事業である発達障がいサポート事業と連携することで、教育活動支援員、 |

- ・特別支援教育コーディネーター連絡協議会は安定して実施できているが、その内容や運営に関してはさらなる充実が必要である。

特別支援教育補助員のより効果的な配置を行う。

- ・特別支援教育コーディネーター連絡協議会において、最新の情報を提供したり、相互の交流を図るなど、その内容や運営方法について改善を図る。

【 特別支援学校の整備】

「特別支援学校整備計画検討プロジェクト会議」を開催し、今後設置する特別支援学校の整備内容や職業教育等の充実等に関する検討を進める。

また、東住吉特別支援学校・(新)難波特別支援学校の設置に向けた整備等を進める。

業績目標	達成状況
「特別支援学校整備計画検討プロジェクト会議」を年3回開催し、検討内容を今後整備する特別支援学校等の職業教育や教育課程に反映する。	
東住吉特別支援学校の25年度開設に向け、校舎改修を完了し、初年度の指導計画を策定する。	
26年度に移転拡充する予定の(新)難波特別支援学校について、小学部や高等部職業学科の新設も踏まえた教育課程の編成などの開設準備を進める。	()

- ・「特別支援学校整備計画検討プロジェクト会議」を3回開催し、職業学科の教育課程や他都市の先行事例、特別支援学校におけるアンケート等について検討を行い、今後整備する特別支援学校の職業教育や教育課程に反映することとした。
- ・東住吉特別支援学校の開設に向け、校舎改修工事を完了し、初年度の指導計画の策定を行った。
- ・(新)難波特別支援学校の教育課程、施設設備などについて、学校や関係部局と連携して準備を進めた。しかし、同校は、移転予定先である栄小学校の移転場所の土壌調査が必要となり、開校予定を1年繰り下げることにした。

< 課題及び改善策 >

- ・(新)難波特別支援学校の移転、拡充時期の延期により、改修工事や教育内容等に関する計画の見直しを行い、継続して検討する必要がある。

- ・「特別支援学校整備計画検討プロジェクト会議」の中で、(新)難波特別支援学校における、小学部や高等部職業学科の新設もふまえた教育課程の編成などについて引き続き検討するとともに、27年度の開校に向け、知的障がい特別支援学校の通学区域の検討を行う。

また、(仮称)北部特別支援学校の実施設計を行う。

(2) 戦略の進捗状況とめざす成果の達成状況

- ・障がいのある幼児・児童・生徒が自立し主体的に社会参加する可能性を最大限伸ばすため、共に学び、共に育ち、共に生きる教育を推進するとともに、「個別の教育支援計画」及び

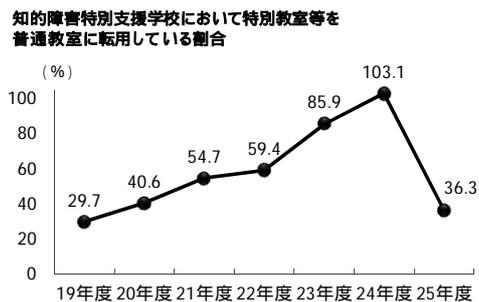
- 「個別の指導計画」を活用し、一人ひとりのニーズに応じた指導・支援の充実を図る。
- 戦略の推進にあたっては、具体的取組に取り組むとともに、こども青少年局の取組（特別支援教育相談等）とも連携を図る。

達成目標	進捗状況
26年度までに全ての学校園において、保護者の参画のもとで「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を策定し、その内容について校内委員会等で定期的に検討することを通じて、PDCAサイクルによる一人ひとりのニーズに応じた指導・支援を実施する。	B
27年度までに知的障がい特別支援学校において特別教室を普通教室に転用している状態を解消する。	

<めざす成果の達成状況>

一人ひとりのニーズに応じた指導・支援に不可欠な「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」について、保護者の参画のもとでこれらを策定している割合は、小学校でそれぞれ81.9%、81.6%、中学校でそれぞれ83.1%、81.5%となっている。

知的障がい特別支援学校における、特別教室を普通教室に転用している状態の解消に向け、25年4月に東住吉特別支援学校を開校した結果、転用割合が36.3%に改善した。



<戦略の進捗状況>

- 「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」をすべての学校園で策定し、校内委員会等で定期的に検討することを通じて、一人ひとりのニーズに応じた指導・支援が進んできている。今後はさらに、26年度までに、保護者の参画のもとでこれらの計画を策定した割合を100%にするとともに、多様化するニーズに応えられるよう、人的配置を含めたソフト面の充実に着実に取り組む。
- ソフト面に加えハード面の充実のために東住吉特別支援学校の整備を計画どおり進め、25年4月に開校することができ、その結果、知的障がい特別支援学校において特別教室を普通教室に転用している状態は36.3%となった。また、(新)難波特別支援学校の移転に関わって土壌調査が必要となり、開校予定を1年繰り下げることとなったが、(仮称)北部特別支援学校とともに開校に向けた準備を進めており、両校とも27年度に開校する予定である。

2 戦略を通じた今後の方向性

特別支援教育がめざす基本的方向として、「共に学び、共に育ち、共に生きる教育を推進する」「自立し、主体的に社会参加できる力を養う」「個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用を推進する」「一人ひとりのニーズに応じた適切な指導及び必要な支援のあり方を工夫する」の4つの視点を踏まえ、施策や教育実践、研究の充実を図っている。その中で、25年4月に、知的障がいと肢体不自由の障がいに対応する知肢併置校である東住吉特別支援学校を開校した。これにより、教室不足やスクールバスによる通学時間は全体として改善された。さらに、27年度に向けて（仮称）北部特別支援学校の開校計画、及び職業教育の充実のための難波特別支援学校の移転拡充を進めている。

また、施設面での充実とともに、子どもの実態を的確に把握し、個性を育みつつ、一人ひとりのニーズに応える相談を含めた指導・支援体制の充実を図らなければならない。一人ひとりのニーズに応じた指導・支援に向けては、これまでも保護者と連携し、障がいのある子ども一人ひとりに「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」を作成し、効果的な指導や適切な支援を進めている。また、特別支援学校のセンター機能による各学校園への支援の充実を図っており、特別支援学校の「特別支援教育コーディネーター」が通学区域の学校園を中心とした地域支援として、相談活動、研修会、情報提供等を行っている。

これらに加え、25年度よりユニバーサルサポート事業として、東住吉特別支援学校を拠点校に、特別支援学校10校において専門性の高い教員を「スクールアドバイザー」として指名し、発達障がい等に関する相談や研修等における学校支援を実施している。また、知的障がい特別支援学校5校に、就労に関する専門性のある外部人材を「ジョブアドバイザー」として各校1名配置し、進路指導や就労に関する相談等を実施している。

教育委員会の巡回相談体制は、これまでの臨床心理士に加え、作業療法士を新たに専任アドバイザーに加え、各校園からの多様なニーズに応じるよう体制の強化を図るとともに、教育センターでは、25年度新たに「発達障がい基礎講座」と「発達障がい専門講座」の2つの教員研修を開催し、より専門性を高めるとともに、地域学校園を支援できるリーダーを育成しているところである。

障がいのある児童生徒数が増加する中、人的支援による各校への体制整備は大きな課題の一つである。これに対する取組として、これまでに特別支援教育の充実に向けて、まず小・中学校の特別支援学級において障がい種別ごとの学級設置に努め教員の確保を図り、さらに支援の必要な学校については特別支援教育補助員、教育活動支援員を適切かつ有効に配置している。教育活動支援員は、小中学校の通常学級に在籍する発達障がい等の児童生徒の学習活動を支援することにより、学級担任等が日々の授業や学級経営を効果的にを行い、児童生徒の好ましい教育環境が醸成されることを目的として配置している。特別支援教育補助員は、特別支援学級に在籍する、重度の肢体不自由児童生徒の移動・介助、多動の著しい児童・生徒への支援を目的として配置している。

今後さらに、教育活動支援員や特別支援教育補助員の有効活用を図るとともに、巡回指導体制の強化、特別支援学校のセンター機能の活用等により、小・中学校を支援する。また、今年度より区の事業として、発達障がいサポーターを各小中学校のニーズに応じて配置する等の「発達障がいサポート事業」も開始しており、効果的な活用を図る。

障がいのある児童生徒にとって、ICTを用い、画像や動画などの視覚的な情報を活用した授業は、学習への興味関心や意欲を高めるとともに、理解を深め、授業参加をより促進することができる。また、効果的・効率的に、学習した内容を復習したり、発表や表現したりすることができる。

こういったメリットを活かし、学校教育ICT活用事業のモデル校においても、一人ひとりのニーズに応じた教育のために「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」に基づいた効果的な指導や適切な支援を行う中で、ICTを活用した実践が始められているところであり、特別支援教育におけるICT活用の可能性を探っていく。

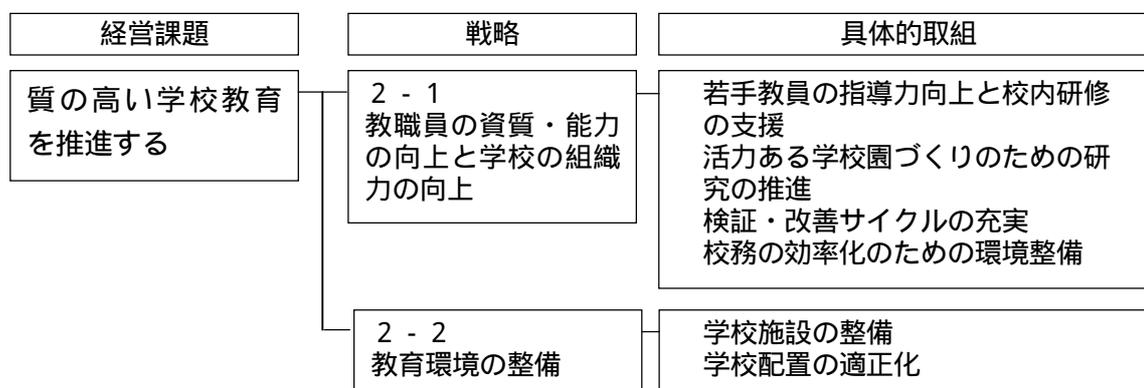
特別支援学校におけるキャリア教育については、本市の特別支援学校整備計画においても、特に、知的障がい特別支援学校の企業就職率が全国平均よりも低いことから、大きな課題としてとらえており、職業教育の充実が求められている。

小学部、中学部、高等部、一貫した教育の中で、各学部がそれぞれキャリア教育を重要な課題としてとらえながら、教育課程を作成している。

これまで「大阪市立特別支援学校整備計画プロジェクト会議」において、まず、27年度開校を予定している（新）難波特別支援学校における職業学科の内容について、デュアルシステムを導入し、企業と連携した豊富な現場実習を特色として検討した。さらに、職業学科の教育内容については、現在知的障がいのある方が就労されている分野を視野に入れ、クリーンサービス、オフィスワーク、ファームフードワーク、マシンワーク、流通サービス、ケアサービスを取り入れたコース制のカリキュラムを実施する方向で検討し、生徒自身が、幅広い観点から実習活動内容を選択し、将来、社会参加・自立できるよう教育課程の作成に留意している。例えば、ファームフードワークでは、（新）難波特別支援学校の広大な敷地の利点を生かし、水耕栽培などの、先駆的な実習を取り入れながら、体験学習を重視した教育課程を検討している。

一方、現在の難波特別支援学校に併設している、「大阪市職業教育訓練センター」は、中学校特別支援学級、特別支援学校中学部、高等部、大阪市立高等学校自立支援コース生徒を対象として、職場体験の場として広く活用されており、（新）難波特別支援学校においても、（仮称）「大阪市職業教育総合支援センター」として発展をめざし、現在の機能のみならず、近隣の学校への職業教育に関する相談機能を充実させる等、そのあり方について検討を進めている。

経営課題2 質の高い学校教育を推進する



戦略2 - 1：教職員の資質・能力の向上と学校の組織力の向上

1 局運営方針に掲げた戦略・具体的取組の状況等

(1) 具体的取組の達成状況

【 若手教員の指導力向上と校内研修の支援】

教員の授業力の向上を図るとともに、若手教員育成のための校内組織づくりを支援するため、授業研究を伴う校内研修の目標年間実施回数（小9回・中6回）に達していない学校を中心に高い専門性を持つ退職校長等を派遣して支援を行う。

また、若手教員の指導力の向上を図るため、教育指導員（退職校長）が小・中学校採用2年目の教員に対し、授業観察や指導案作成、子ども理解等の指導、助言を行う。

業績目標	達成状況
25年度までの2か年計画で、授業研究を伴う校内研修の目標年間実施回数（小9回・中6回）に達していない学校数を「0」にする。（24年度は全小・中学校の20%未満にする。）	
25年度までの2か年計画で、校内で「メンター（若手教員リーダー）」を位置付けて、組織的な若手教員の育成に取り組んだ学校の割合を80%以上にする。（24年度は50%以上にする。）	
2年目教員に対する指導の満足度を、校長と2年目教員それぞれ90%以上維持する。	

・目標に達していない学校を中心に各校の状況に応じて教育指導員等を派遣し、校内研修と校内組織づくりを支援した。また、授業研究を伴う校内研修の効果的な取組の推進に向け、大学教授等による支援を小学校95回、中学校24回行ったことにより、校内研修と校内組織づくりを手厚く支援した。

その結果、授業研究を伴う校内研修の目標年間実施回数に達していない学校の割合は、小学校13.4%、中学校6.2%に減少し、今年度の目標である「20%未満」を大幅に超えることができた。

・「メンター」を位置付けた学校の割合は、小学校97.7%、中学校100%に達し、それにより組織的な若手教員の育成に取り組んだと考えている割合は、小学校で校長87%、

研修担当者 79%、中学校で校長 82%、研修担当者 73%となっており、今年度の目標「50%以上」を大幅に超えることができた。

- ・各小・中学校に教育指導員を派遣し、2年目教員 460 名に対して、指導技術や子ども理解に関する指導・助言を 2 回、夏季休業中のグループ研修を 33 講座実施した。

2年目教員に対する指導の満足度は、校長・2年目教員とも 98%であり、目標の「90%以上」を上回ることができた。

< 課題及び改善策 >

- ・授業研究を伴う校内研修が目標年間実施回数に達していない学校を集中的に支援する必要がある。
- ・授業研究を伴う校内研修が目標年間実施回数に達していない学校を中心に教育指導員を派遣して支援を行う。

【 活力ある学校園づくりのための研究の推進】

今日的な課題の解決に向けた方策を研究・開発するため、研究を行う学校やグループに対して、有識者の派遣や研究会実施の補助等の支援を行うとともに、教育センターフォーラムや研究指定校における研究授業の公開、また教育センター内に設置している教師力向上支援室での研究紀要・研究集録の配架やホームページへの掲載など、研究成果を広く周知する。

業績目標	達成状況
学力向上クリエイイト研究 6 校、学校アクションプラン推進研究を 14 校、グループ提案型研究 40 グループを指定するとともに、今日的課題推進研究 19 校についてはテーマを焦点化して実施する。	
全研究校・グループが研究発表会を実施する。	
約 1,600 人の教職員が参加する教育センターフォーラムにおいて、4 校の研究発表を実施する。	

- ・全体で 39 校 40 グループを指定した。そのうち、今日的課題研究では、「小中一貫した教育」「道德教育の推進および道德の時間の充実」「メンターの活用による若手教員の育成」にテーマを焦点化し、19 校を指定した。

また、研究の質を高めるため、6 月・9 月に、「メンターの活用による若手教員の育成」研究指定校の管理職と教員を対象に研修会を実施した。

全研究指定校を対象にした調査で、取組が組織の活性化及び授業改善に結びついていると回答した割合は 95%であった。

- ・全研究校・グループが研究授業も含めて、研究成果について発表を実施した。
- ・教育センターフォーラム(1,669 名参加)において、指定校 3 校と、指定グループ 3 グループの研究発表を実施し、成果を発信した。

< 課題及び改善策 >

- ・直接教育現場に携わる教員の積極的な研究活動をより一層強力に支援することとともに、その過程や成果の発信方法の工夫が必要である。
- ・優れた教育実践の創造をめざし、教員個人やグループの主体的な研究活動を支援する新たな施策を実施する。

合わせて引き続き、今日的な課題の解決に向けた方策を研究・開発する学校

(学力向上クリエイト研究4校、今日的課題推進研究11校、学校アクションプラン推進研究10校)を指定し、研究推進の支援を行う。

これらの研究に取り組む個人、グループ、学校に対して、それぞれの研究過程が見えるよう、発信方法の充実を図るための指導・助言を行う。研究の成果は、研究発表会等において公表するとともに、ホームページへの掲載などで広く周知する。

【 検証・改善サイクルの充実】

教育活動、その他の学校運営の改善を図る取組である自己評価及び学校関係者評価の充実・改善を図るため、研修を実施する。

業績目標	達成状況
学校関係者評価の充実を図るため、管理職を対象とした研修を実施する。 (全5回)	

- ・4～7月に各校園長会等において、自己評価の充実・改善のポイントなどについて研修を実施した(全5回)。また、指導主事の学校訪問を通じて、学校関係者評価の取組状況を把握した。さらに、学校活性化条例の制定に伴い、全ての学校園に学校協議会を設置し、その意義や具体的取組方法について校長や担当者に対して11月～12月に研修を行い(のべ31回)、年度末の学校関係者評価を実施した。

< 課題及び改善策 >

- ・今後、教育振興基本計画に基づく運営に関する計画の策定内容を検証し、管理職等に対して研修する必要がある。
- ・各学校園で、学校協議会の参画を得て、教育振興基本計画を踏まえた運営に関する計画の策定、取組の実施、学校園の自己評価と学校関係者評価の実施、取組の改善というPDCAサイクルを確立するとともに、学校管理職等を対象にした研修を実施する。

【 校務の効率化のための環境整備】

校務負担の軽減と、情報の高度利用による学校経営の強化に向け、25年度末までに、教員1人1台のパソコン及びネットワークを整備し、グループウェア及び教員個人メールアドレス、勤務情報管理などの校務支援システムを導入する。

学校の組織マネジメントの強化を目的として、25年度からの副校長のモデル配置に向けて、24年度にモデル校の選定や関係規定の整備などの準備を行う。

業績目標	達成状況
24 年度中に、全ての小・中・高・特別支援学校に情報基盤（パソコン、ネットワーク）を整備する。	
24 年度中に副校長配置のモデル校を 15 校程度選定するとともに、副校長を選任する。	

- ・計画通り基盤ネットワークを構築するとともに、教員 1 人 1 台のパソコン整備を完了し、グループウェアや学校ホームページ作成機能など校務支援システムの一部を稼働した。また、30 校の試験導入校については、出席簿や通知表の作成などを含めた検証作業を開始した。
- ・副校長配置のモデル校を 15 校選定し、副校長を選任した。

< 課題及び改善策 >

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・校務支援システムの 26 年度当初における小・中学校での本格稼働に向け、試験導入による検証を適切に実施する必要がある。 ・副校長の効果的な活用について検証する必要がある。 ・保護者などからの過度な要望や苦情など、学校園だけでは解決が困難な課題が増えている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・校務支援システムの試験導入結果を詳細に検証し、26 年度当初における小・中学校での校務支援システムの本格稼働を円滑に実施する。ただし、勤務情報管理の機能については 25 年度中に全校で稼働する。 ・25 年度当初にモデル設置実施校に副校長を配置し、効果検証及びそれに基づく改善を行う。 ・要請のある学校園に弁護士等の専門家を派遣して課題解決を支援し、教職員が教育活動に専念できる環境を整える。 |
|---|---|

(2) 戦略の進捗状況とめざす成果の達成状況

- ・指導技術の継承・発展や専門性を発揮するための支援を通じて、教職員の資質・能力を向上する。
- ・学校園が組織としての教育力を高めるとともに、地域連携や校種間連携等を通じて、地域に開かれた学校園づくりを推進する。
- ・校務の効率化や情報の有効活用に向けた環境整備により、教員の校務負担の軽減と学校経営の強化を図る。

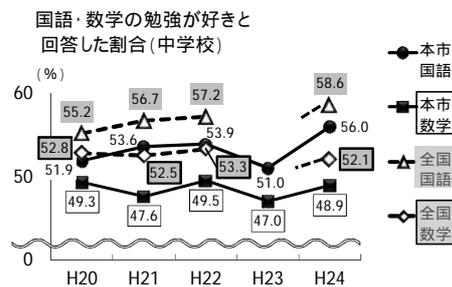
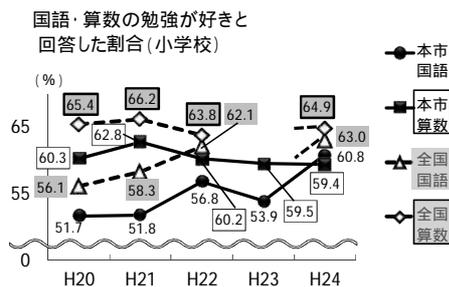
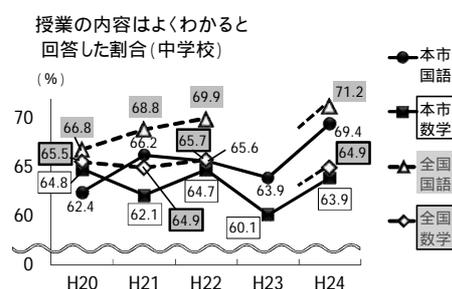
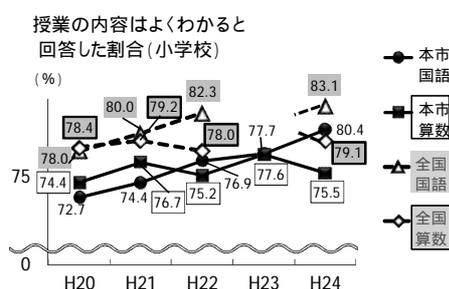
達成目標	進捗状況
27 年度までに全国調査の「国語・算数（数学）の授業の内容はよくわかりますか」「国語・算数（数学）は好きですか」の項目について、「当てはまる（どちらかといえば、当てはまる）」と答える児童・生徒の割合を全国平均以上にする。	B
教育センター調査の「研究授業を実施した教員の授業改善が行われ、学習指導力が向上した」の項目について、「とても思う・思う」と答える校長及び校内研修主导者の割合を 90%以上にする。	

27年度までに学校評価の実施状況について、学校関係者評価の結果を踏まえて、学校運営の改善の取組を実施した学校の割合を、全国平均以上にする。
教職員が児童・生徒と向き合う時間を増やす。(年間100時間)

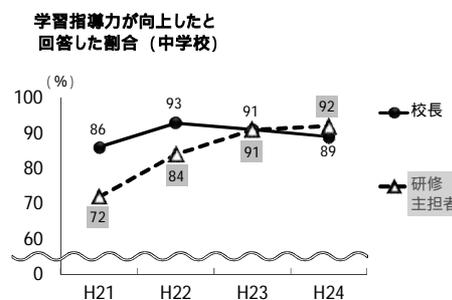
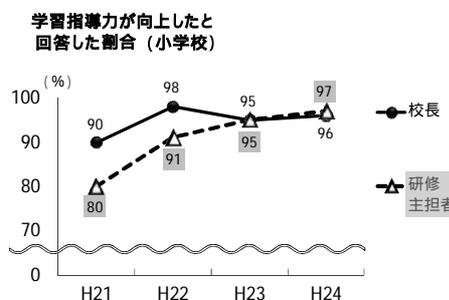
<めざす成果の達成状況>

「国語・算数(数学)の授業の内容はよくわかりますか」「国語・算数(数学)は好きですか」の項目について、「当てはまる(どちらかといえば、当てはまる)」と答えた児童・生徒の割合

全国平均には及ばないものの、小学校で算数が好きと答えた児童の割合を除き、他の全ての項目で本市の上昇率が全国を上回っている。

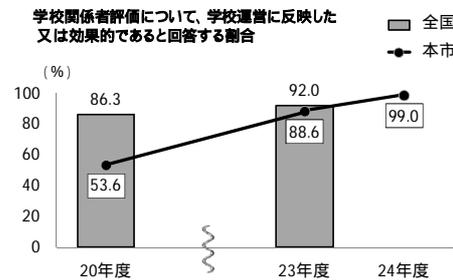


「研究授業を実施した教員の授業改善が行われ、学習指導力が向上した」の項目について、「とても思う・思う」と答えた校長及び校内研修主担者の割合 概ね9割以上を維持している。



学校関係者評価の結果を学校運営の改善に効果的に活かした学校の割合

本市の割合は年々上昇し、99%に至っている。



教員1人1台のパソコン整備とネットワークの構築により、グループウェアやメール環境を整備した。25年度には校務支援システムを試験導入として30校に導入し、検証を行った上で26年度からの稼働を行い、これにより27年度の成果達成をめざす。

<戦略の進捗状況>

- ・全国調査の結果では、「国語や算数(数学)の授業の内容がよくわかる」と感じる児童・生徒の割合の経年比較による上昇率が全国を上回っていることや、若手教員の指導力向上と校内研修の支援に関する事業評価アンケートにおいて、「授業を伴う校内研修に向けての体制が組織的に機能してきた」という回答が毎年増加傾向にあり、各学校が組織として喫緊の課題である若手教員の育成について充実した取組を進めてきている状況が窺えることなどから、授業研究を伴う校内研修や組織的な若手教員の育成など、指導技術の継承・発展に取り組んだことなどにより、多くの校長・研修主导者が、研究授業を実施した教員の学習指導力が向上したと回答しており、教職員の資質・能力の向上が図られてきている。
- ・学校関係者評価の実施率は23年度には100%となっているが、学校協議会の設置により、学校運営におけるPDCAサイクルを実践する制度を確立し、開かれた学校運営をより一層推進する環境を整えることができた。
- ・情報基盤ネットワークの構築やシステムの一部稼働を計画通り行った。今後、試験導入により効果検証し、26年度から本格稼働の予定であるとともに、副校長については、15校のモデル校の選定及び選任など、校務の効率化と学校経営の強化が進みつつある。

2 戦略を通した今後の方向性

学校活性化条例の施行を受けて3月に改訂した教育振興基本計画に基づき、学校活性化推進事業も活用しながら、学校の組織力の向上を図る必要がある。

まず、今後も教員の大量退職に伴う新規教員の大量採用が見込まれることから、経験豊富な教員の指導技術等の継承と若手教員の育成をさらに進める必要がある。現在実施している「教師カトップアシスト事業」では、授業研究を伴う校内研修のさらなる活性化と、若手教員育成のための校内体制づくりを支援するために、全小中学校に教育指導員(経験豊富な退

職校長)を学校の状況に応じて年2～5回派遣している。特に、授業研究を伴う校内研修の目標年間実施回数(小学校9回、中学校6回)が未達成の学校に対して重点的に支援を行うことで、学校の組織力の更なる向上を図る。

さらに、若手教員へのOJT支援を行うとともに、教員経験5年程度の教員を若手のリーダーとなる「メンター」として位置付け、自身の役割や若手への支援の方法等に関する研修を実施し、各校で組織的な若手育成に取り組む。

学校活性化推進事業(校長経営戦略予算、がんばる先生支援)は、教育振興基本計画を踏まえ、校長がマネジメント能力を発揮できる環境を整備するとともに、教職員の自発的な発意提案を積極的に採用していくことで、学校の一層の活性化、特色化を推進するために25年度より実施するものである。

「がんばる先生支援」では、教員が互いに切磋琢磨し、優れた教育実践を創る仕組みとして、がんばる教員個人およびグループが取り組む学力向上等に向けた主体的で実践的な研究活動や大学院修学等を支援することで、教員の資質や指導力の向上と教育活動の活性化を図る。具体的には、個人研究、グループ研究支援として教材・備品の購入や国内の先進的な研究校への視察のための経費など50万円又は100万円を、有識者による選考を経て支給し、研究成果を検証するとともに、海外派遣として英語科教員海外研修、アジア圏英語教育視察を実施する。25年度は60人、104グループの応募があり、34人、87グループが選定された。

これによって研究や取組の輪を広げるとともに研究成果を校内及び他校とも共有することにより、学校の組織的な教育力を向上させ、子どもの学力向上につながるようにする。

次に、学校活性化条例及び教育振興基本計画において、校長は毎年、学校の「運営に関する計画」を定め、「その目標を達成するために必要な経費を教育委員会に要求することができる」と規定していることから、これらに基づく新たな施策として、校長が十分に裁量を発揮し、「運営に関する計画」に掲げた目標の達成に向け、学校が主体性をもって実情に応じた取組を推進することを目的として、25年度から「校長経営戦略予算」の取組を実施することとしたところである。これは、基本配付予算に加えて、特色ある学校づくりに必要な事業を計画実施する学校に対して500万円を上限に、第三者による審査を経て必要経費を加算配付するものであり、25年度約4億円の予算を計上している。全校種で約8割の学校から応募があり75校が選定された。

今後も、校長がリーダーシップを発揮して活気ある学校づくりを推進できるよう支援していく。

各学校園におけるPDCAサイクルの確立にむけては、学校活性化条例に基づき「大阪市立学校管理規則」を改正し、「運営に関する計画」及び学校評価の記載事項、添付書類、教育委員会への報告及び公表について定め、25年4月1日から施行している。

校園長は学校協議会の意見を聴いて、自らの裁量により、その学校園独自の目標や取組を掲げた「運営に関する計画」を定めることとしている。また、「運営に関する計画」の策定及び、学校評価の実施にあたっては、全国調査で明らかになった学力・体力・問題行動等の現状、並びにこれらに関する課題や対策等を公表することとしたところである。

具体的には学校園は、運営に関する計画、自己評価シート及び学校関係者評価報告書に、

「全国学力・学習状況調査」「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」「児童生徒等の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の学校別結果から明らかになった現状等を記載した書類等を添付して公表することとしており、今後とも積極的な情報提供に努めていく。

併せて、管理職に対して、学校協議会の重要性ならびに、「運営に関する計画」、自己評価、学校関係者評価に対する理解の向上を図るための研修を充実させる。

また、学校関係者評価において学校協議会委員が正しく評価できるよう「運営に関する計画」の策定にあたって、中期目標、年度目標、指標を具体的かつ明確に設定し、客観的なデータにより検証できるような内容とするとともに、委員に対し丁寧な説明に努める。

また、学校が学校情報を積極的に提供するとともに、学校訪問の機会を十分に確保することで、委員が学校の現状をしっかりと把握できるようにしていく。

校長公募の実施については、学校活性化条例に基づき、教職の経験の有無を問わず、小中学校教育に関する見識と情熱を有し、新たな発想や企画力、卓越した組織経営力により、魅力的で充実した教育活動が展開できる特色ある学校づくりを推進できる人材を広く求めるため、本市職員である内部の人材だけでなく、本市職員以外の外部の人材も応募対象として、小・中学校長の公募を実施した。選考により合格した外部からの公募校長の11名については、25年4月1日付で小学校9校、中学校2校へ配属を行った。

また、26年度の採用に向けては、初めて外部枠を設け、高等学校も含めて、校長採用予定人数の半数にあたる35名を民間等から採用することとして公募を実施し、内外合わせて488名の応募があった。今後、選考を実施し、11月末頃に合格者を決定する予定である。

採用者には、十分に学校組織や本市の教育改革の方向性を理解してもらったうえで学校現場へ配属するため、採用前に3か月の研修期間を設けている。また、赴任後についても指導主事が学校訪問を行うなど、教育委員会として公募校長を支援し、民間企業等で培われた柔軟な発想力、企画力を活かした学校組織の活性化を図っている。今般、公募校長の1名が3か月足らずで退職する事態となったことも受け、研修内容の充実に取り組むとともに更なる支援を行う。

副校長のモデル設置については、学校現場が抱えている複雑化・多様化したそれぞれの課題に応じて、管理職が教育活動に専念できる環境をつくること、また、組織マネジメント体制を強化することを目的としている。具体には、平成24年度に、全小・中学校に対し副校長モデル設置の希望を募集し、その取組における提案内容により設置校の選定を行った上で、25年4月1日から2年間にわたって、小学校8校、中学校7校で副校長のモデル設置を実施している。副校長は地域連携や学校事務に中心的に関わり、校内業務を行う教頭との役割分担を図りながら活用しつつある。また、効果的な活用を図るため、全15校の連絡会を持って情報交換しながら取組を進めている。

今後、課題の改善状況等について、モデル実施校からの報告書（中間報告、最終報告）により効果を検証する。

また、教員のやる気を引き出し、学校園の活性化を図るため、公募制の導入や教員の希望転任制（FA制）の拡充、課題を有する学校を支援するための積極的な教員配置などを講じる。今後これらの取組を含めて学校の組織マネジメント体制について総合的な改革を進

めていく。

保護者や地域住民から学校園に対し、多様な期待が寄せられる中で、教員にとって「コミュニケーション技術」は極めて重要であり、若手教員研修等においてこのテーマを取り入れることは不可欠となってきた。

そこで、新任教員研修会「マナー研修」では、民間金融機関（銀行）の人事部長を講師に招き、社会人としてのマナーの基本の習得および、対人関係及び校園内でのコミュニケーション能力の向上をめざしている。また、新任教員研修会「保護者との関係づくり」において、学校現場での具体の事例をあげ、ロールプレイ等の演習を通して、苦情やクレームへの対応の仕方や、保護者との良好な関係づくりをめざした基本的なコミュニケーション能力の育成を図っている。

今後も「マナー研修」と「保護者との関係づくり研修」の内容をさらに精査し、保護者に共感しつつも、子どもへの指導として大切なことを的確に伝えていくスキルを身につけられるように研修内容の充実を図っていく。

学校現場の多忙化の原因としては、会議や研修、校務分掌など制度的に多岐にわたる分担業務の多さと、いじめ、不登校などの問題をはじめ、突発的に起こる生徒の事故、問題行動への対応など多くの仕事を抱えていることがあげられる。また、価値観の多様化などに伴って、児童生徒への指導や保護者への対応など、これまでの経験や知識だけでは対処できない事例が増え、精神的な負担を感じる場面が増えてきたことがある。さらに、学校評価など社会変化に対応した新たな制度が次々と導入され、事務的な仕事が増えたことなどもあげられる。そのほか、児童生徒数の減少により、教員数も削減されている中で、業務量が減少していないことなども考えられる。

このような実態の中で、教職員の健康保持についても、教職員の病気休職者数が大変多くなっている。すべて多忙化が原因であるとは言いきることはできないが、一因であることは十分推察できる。

こういった教職員の状況を踏まえ、学校園だけで解決が困難な事案に対して、医師・弁護士・臨床心理士・社会福祉士・警察OBからなる専門家チームから事案に応じて専門家を派遣し、それぞれの専門的見地から学校園への助言を行っている。今後も、学校園からの要請に対し、迅速な支援・対応に努める。

さらに、メンタルヘルスに関する課題を抽出し、ラインケア、セルフケア対策や復職支援対策など管理監督者をはじめとした現場支援を推進する。

また、校務支援ICT事業として、24年度に情報基盤ネットワークを構築し教員1人1台のパソコンを整備した。25年度は試験導入校において校務支援システムを活用した出席管理や成績管理を行い、通知表や指導要録を作成することにより従来の手書きによる転記作業等を不要にするなど、校務の効率化の効果検証を行っている。26年度には、これら校務支援システムを全校展開することにより教員の校務の効率化を進め、教職員が児童生徒と向き合う時間の増加に向けて取り組む。

個人情報保護に関しては、これまでも、チェックリストの作成など個人情報の管理の徹

底を図ってきたが、24年度はUSBメモリの紛失をはじめ16件の個人情報漏えい等の事故があった。これを受け、USBメモリの取扱いについての緊急調査を行い、その調査結果をふまえ管理について更に徹底を図るよう指導するとともに、教職員の自覚を促し再発防止に努めている。

なお、校務支援システムにおいては、個人情報保護の観点からセキュリティ対策として、次のような仕組みをとっている。

- ・端末の機能を制限し、USBメモリなどの外部記憶媒体を利用できないようにしている。
- ・データはインターネットデータセンターのファイルサーバに保管し、端末にはデータを残さない。
- ・テレワーク機能（二要素認証、仮想専用回線等の技術を活用）により、自宅のパソコンから安全に校務支援システムを利用できる環境を構築する。

以上の対策により、個人情報を保管したUSBメモリの持ち出しが不要となるよう環境の整備を進め、不正アクセス等の監視を行っている。また、研修を実施して継続的に利用者のセキュリティ意識を向上していく。

24年度に桜宮高等学校において、運動部活動における教員の暴力行為があり、生徒が自ら命を絶つという痛ましい事案が発生した。この事実を厳粛に受け止め、今後の戦略を立てなければならない。

現在、「体罰・暴力行為の防止及び発生時の対応に関する指針」として『体罰・暴力行為を許さない開かれた学校づくりのために』の作成に着手しており、生活指導編・部活動編・教員研修編の3つについて検討を進めている。今後、これを受けて戦略を立て、具体的な取組を構築することによって真に安全・安心な教育環境の整備に努める。

また、大阪市教育委員会体罰・暴力行為等対策本部において、外部監察チームと連携して実施した実態調査を踏まえて策定する対応策に基づき、運動部活動における適切な指導方法や、生徒指導の適切なあり方を確立し、全教職員に徹底する。また、学校体制の抜本的刷新を行い、体罰・暴力行為等を一扫し、学校の体質改善をすすめるとともに、信頼と誇りを取り戻し、生徒・保護者・市民とともに先進的な学校づくりをすすめる。

併せて、教員からの指導や体罰・暴力行為等について悩みを抱えた児童生徒が相談しやすいように、学校園を通じて相談窓口を周知するなど、こども青少年局等関係局と連携して取り組む。

また、懲戒を含む生徒指導の考え方、懲戒を行う場合に講ずべき教育上の配慮、体罰に至らない懲戒や生徒による暴力に対する正当防衛などについて検討を行い、体罰その他の暴力行為の防止及び発生時の対応のあり方について、学校の現実を踏まえたわかりやすいルールを策定する。

さらに、全ての教員に生徒指導の適切なあり方を徹底するため、暴力的指導に頼らない、人格の尊厳にねざした指導方法についての研修を引き続き実施していく。

戦略 2 - 2 教育環境の整備

1 局運営方針に掲げた戦略・具体的取組の状況等

(1) 具体的取組の達成状況

【 学校施設の整備】

耐震性能が不足する校舎等について、耐震補強を実施し、補強が困難な校舎については改築を行う。また安全で快適な学校生活を送り、より集中して学習できる環境を整えるため、すべての中学校に順次空調機を設置する。

業績目標	達成状況
耐震補強を 1 校 2 棟実施する。	
全中学校 3 年生の普通教室等 939.5 教室に空調設備を設置する。	

- ・耐震補強を 1 校 2 棟完了し、安全・安心な教育環境整備を進めた。
- ・予定していた全ての中学校 3 年生の普通教室等（939.5 教室）に空調機を設置した。

< 課題及び改善策 >

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校の府への移管や小学校配置の適正化を考慮に入れて耐震化を進める必要がある。 ・児童・生徒の学習環境を整えるため、中学校、小学校の空調機設置を着実に進める必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校の府への移管や適正配置対象校の取組状況を考慮した耐震化計画を作成し、これに沿って着実に耐震化を実施する。 ・中学校の空調機設置を拡充するとともに、小学校については順次、設置のための設計を行う。 |
|---|--|

【 学校配置の適正化】

22 年 2 月の大阪市学校適正配置審議会の答申に基づき、小規模化に伴う課題の改善を図るため、区役所との連携のもと、学校配置の適正化を進める。

業績目標	達成状況
特に小規模な 6 校について、速やかな統合に向け、区役所との連携のもと、継続して保護者・地域との協議を行う。(27 年 4 月までを目標に統合をめざす)	
11 学級以下の小学校についても、行政区ごとに基礎データを提示し、区役所とともに再編プランを検討、作成する。	

- ・特に小規模な 6 校について、区役所と調整のうえ保護者・地域との協議を実施した。そのうち 2 校については、他の 1 校と合わせて、適正化を図るために、施設一体型小中一貫校として、27 年 4 月の開校をめざすこととした。
- ・11 学級以下の小学校（24 年 5 月 1 日現在 91 校）については、基礎データを区長に提示し、再編プランを検討しており、うち 10 校のプランを取りまとめた。（上記 3 校を含む）

< 課題及び改善策 >

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・校舎建替の時期が到来している学校があり、速やかに再編プランを検討・作成 | <ul style="list-style-type: none"> ・適正化対象である 11 学級以下の小学校について、区役所とともに再編プラン |
|--|--|

する必要がある。

を検討・作成し、状況に応じて保護者、地域へ説明会等を実施していく。

【 就学校指定のあり方検討】

今後の小・中学校の就学校指定のあり方について、学校教育フォーラムや保護者アンケートなどにより集約された区民の意見も踏まえ、保護者等により構成する熟議で議論した上で決定し、区長に提示する。

そして、区ごとの就学校指定の手続について、区長と連携して決定する。

業績目標	達成状況
9月までに熟議「学校選択制」の議論をとりまとめ、今秋に制度内容について教育委員会会議で決定する。	
26年度から学校選択制など新たな就学校指定の制度を導入する区に関しては、年度末までに区長と連携し、その手続内容について教育委員会会議で決定する。	

- ・熟議「学校選択制」を13回開催し、制度内容や課題への対応策について検討を重ねた。その議論を踏まえて、教育委員会会議で制度内容を決定した。
- ・区長が保護者を中心とした区民の意見を集約した上で、16区（25年5月に決定した1区を含めると17区）において26年度からの自区の就学制度改善方針案を策定し、教育委員会会議の議決を経て方針を決定した。

< 課題及び改善策 >

・26年度以降、新たな就学校指定の制度を導入する区に対し、円滑に取組を進められるよう支援する必要がある。

・学校選択制又は指定外就学の基準拡大について、26年度実施区の区長と連携しながら保護者への周知を行うとともに、就学手続き等について区役所と調整を行う。また、その他の区では、区役所と協力して保護者の意見聴取手続きを継続しつつ、区の方針策定に向けて取り組む。

(2) 戦略の進捗状況とめざす成果の達成状況

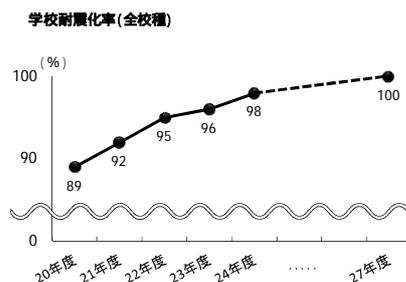
- ・すべての子どもが安全で安心して学べる良好な教育環境の確保に向けた整備を推進する。

達成目標	進捗状況
25年度末までに全小・中学校の校舎等の耐震補強を完了し、27年度末までに建て替えも含めた学校の耐震化を完了する。	B
27年度末までに11学級以下の小学校について適正化を図る。	

< めざす成果の達成状況 >

学校耐震化率

現在98%に達しており、27年度末までに完了する予定である。



学校適正化に関して、特に小規模な6校のうち2校については、他の1校と合わせて27年4月からの施設一体型小中一貫校としての統合計画を立てている。

また、11学級以下の小学校については、行政区ごとに、再編プランを検討するための基礎データを区長に提示し、うち10校のプランを取りまとめた。(上記3校を含む)

2 戦略を通じた今後の方向性

小中学校の耐震補強や空調機設置などの学校施設の整備は計画どおり進めたが、一方で学校の屋内運動場の吊り天井等について、今後速やかに落下防止策を講じる必要が出てきており、引き続き、耐震化や空調機設置を推進し、安全で安心して学べる良好な教育環境の確保に努める。

学校配置の適正化については、22年の大阪市学校適正配置審議会の答申に基づき、区役所と連携して再編プランを検討するなど取り組みを進めている。

複式学級を有する等、特に小規模な学校6校については、現在、区役所との連携のもと、適正化に向け、継続して保護者・地域の方々との協議を進めている。また、「11学級以下」の適正配置対象の小学校についても、区役所と連携し、適正化に向け、鋭意取り組みを進めている。

なお、同答申においては小中一貫教育校についても、より大きな集団で教育活動を営めるといった点から有効な方策であるとされており、西成区において、施設一体型小中一貫校の整備を進め、27年4月の開校をめざしているところである。

学校選択制や指定外就学の基準拡大などについては、4月から9月にかけて、保護者や学識経験者、公募委員、区長、学校関係者、教育委員等で構成する熟議を計13回開催し、就学制度全般について議論を行った。

その熟議の報告書を踏まえて、教育委員会として、大阪の教育力の向上、充実を図り、教育の振興を推進し、子どもたちの最善の利益を図るため、子どもや保護者の意向に応え、各区の実情に即した本市小中学校の就学制度の改善を図る必要があるとの結論に達し、学校選択制の制度化と指定外就学の基準の拡大を方向性とする「就学制度の改善について」を教育委員会会議で決定した。

これを踏まえて、各区において区長が校長と十分連携、協力しながら、保護者を中心とした区民の意見を集約し、区ごとの26年度からの就学校指定の方針が17区で定められた。就学システムの改修を行い、学校選択制を円滑に導入できるようにするとともに、学校のホー

ムページを9月の希望調査までに変更するなど、情報発信をすすめる。

また残る7区については、学校選択制や指定外就学の基準拡大など新たな就学制度に対する理解が深められるよう努め、「大阪市教育振興基本計画」にも示したとおり、区の実情に応じて保護者の選択機会の拡大を図ってまいらる。

経営課題3 生涯にわたる学習を支援するとともに、

社会総がかりで子どもをはぐくむ活動に取り組む

経営課題	戦略	具体的取組
生涯にわたる学習を支援するとともに、社会総がかりで子どもをはぐくむ活動に取り組む	3 - 1 学校・家庭・地域等の連携の推進	教育コミュニティづくりの推進 学校協議会の設置
	3 - 2 生涯学習の推進	知識創造型図書館の機能充実 生涯学習の機会や情報の提供

戦略3 - 1 学校・家庭・地域等の連携の推進

1 局運営方針に掲げた戦略・具体的取組の状況等

(1) 具体的取組の達成状況

【教育コミュニティづくりの推進】

全ての中学校区に、地域のさまざまな人材や社会資源など、地域の力を活かして学校教育を充実するしくみ「学校元気アップ地域本部」を設置しており、生徒の生活習慣の確立や学力向上等の学校課題の解消に取り組むことを通じて、家庭や地域の教育力を生かした学校支援体制を構築する。また、今後、支援員制から地域コーディネーター制への円滑な移行を進める。

小学校区においては、「小学校区教育協議会 - はぐくみネット事業 - 」の取組の充実を支援するため、取組の中心となるはぐくみネットコーディネーターを対象とした研修を実施する。

業績目標	達成状況
学校元気アップ地域本部設置数 25年度 127校	
中学校の教育活動へのボランティア数 3,800人	
教育コミュニティづくりの中核を担うはぐくみネットコーディネーター等を対象に、研修会を年20回開催する。	

- ・学校元気アップ地域本部の24年度までの設置校76校のうち、地域コーディネーター実施校は14校であったが、25年度当初には127校中88校に増加した。また支援員連絡会を8回（うち3回は地域コーディネーターと合同開催）実施し、取組内容の充実を図っている。
- ・中学校の教育活動へのボランティア登録者数は3,265名であり、目標には及ばなかったが、昨年の2,487名に比べると大幅に増加した。
- ・はぐくみネットコーディネーター等研修会や新任教頭等を対象とした教職員研修、学校元気アップ地域本部・はぐくみネット合同実践報告会、パソコン実務研修、家庭教育講座（のべ22回、648名）を開催したり、文科省主催「地域とともにある学校づくり推進協議会」への参加を促したりするとともに、校区の課題を解決するモデル事業

を実施することなどを通じて、関係者の資質向上や交流の促進を図った。

はぐくみネットコーディネーター研修のアンケートでは、「気づきやまなびがあった」77%、「参考になった」77%という回答結果になった。

< 課題及び改善策 >

- ・来年度支援員配置の新規実施校については、1年間で事業立上げから体制づくり、地域コーディネーター制への移行を進める必要がある。
- ・新規実施校における円滑な事業推進のため、新規実施校と既実施校の合同連絡会等を開催し、既実施校が持つノウハウの共有やネットワークづくりが図れるように支援する。
- ・支援員は非常勤の学校職員であるが、移行後の地域コーディネーターは地域人材である。学校行事と元気アップの取組の日程調整など、学校との連携が課題となる。
- ・支援員に対し後継者となる地域コーディネーター人材の発掘を促したり、学校内に地域コーディネーターとの連携を図る担当教員を置くなどの方策をとることによりスムーズな移行を図る。
- ・ボランティア登録者数をさらに増加させる必要がある。
- ・ボランティア登録者数が増加するように周知方法、PRについて検討する。

【 学校協議会の設置】

学校園ごとに学校協議会を設置し、保護者などの意向を学校運営に反映させるとともに、「小学校区教育協議会 - はぐくみネット事業 - 」や学校元気アップ地域本部との連携を深めて、学校教育への支援を充実させる。

業績目標	達成状況
24年度中に、全ての学校園に学校協議会を設置する。ただし、やむを得ない事由により学校協議会を設置しない学校園を除く。	

・区役所と協議して設置を進めた結果、全ての学校園で学校協議会を設置した。

< 課題及び改善策 >

- ・全ての学校園で年度当初から学校協議会が円滑に運営され、その目的を果たせるよう、引き続き全校園を指導するとともに、区役所との調整を図る必要がある。
- ・課題に応じて、適宜、学校園への指導や区役所との調整を行う。
- ・学校協議会の運営を通じたPDCAサイクルの実践と開かれた学校運営の推進を図るために、管理職等に対して研修する必要がある。
- ・学校協議会の参画を得た学校運営について、管理職を対象にした研修会の実施などを検討する。

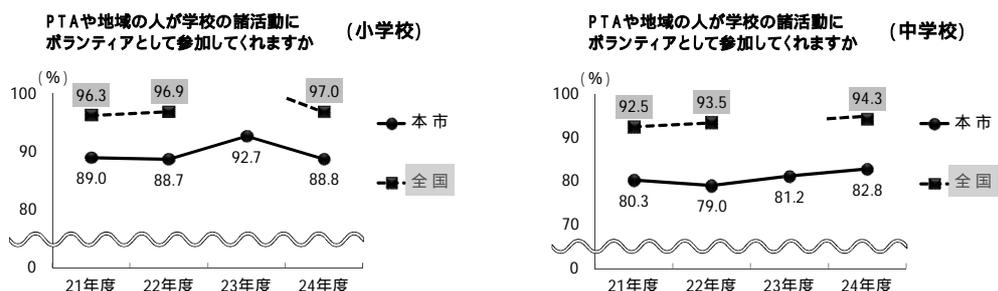
(2) 戦略の進捗状況とめざす成果の達成状況

- ・学校・家庭・地域等がさまざまなネットワークを活用して連携し、人と人とのつながりの中で子どもを育てる教育コミュニティづくりと、学校の活性化を推進する。
- ・戦略の推進にあたっては、具体的取組に取り組むとともに、ゆとりとみどり振興局・各区役所等の取組（学校体育施設の開放、はぐくみネット事業等）とも連携を図る。

達成目標	進捗状況
27年度までに全国調査の「PTAや地域の人が学校の諸活動にボランティアとして参加してくれますか」の項目について、「よく参加してくれる（参加してくれる）」と答える学校の割合を全国平均以上にする。	B

<めざす成果の達成状況>

全国調査の「PTAや地域の人が学校の諸活動にボランティアとして参加してくれますか」の項目について、「よく参加してくれる（参加してくれる）」と答えた学校の割合
小学校は横ばい、中学校は増加傾向にある。



<戦略の進捗状況>

- ・中学校区において、学校元気アップ地域本部の設置を順次進め、多数のボランティアが学校教育支援活動に関わる体制を構築することができており、小学校区においては、区役所と連携し、はぐくみネット事業の取組を充実させており、教育コミュニティづくりが進んでいる。また、学校園に学校協議会を置くことにより、保護者などの意向の反映や、はぐくみネット事業・学校元気アップ地域本部などと連携して、学校園における教育活動を支援する取組に関する仕組みが整った。

2 戦略を通した今後の方向性

学校元気アップ地域本部事業（25年度、全127中学校区に設置済み）や、区役所との連携により、学校・家庭・地域の連携による学校の活性化に向けた基盤が構築されている。さらに、24年度は、学校活性化条例に基づき学校協議会を設置し、保護者や地域住民等の意向の学校運営への反映や、学校における教育活動への支援が進む制度が整った。

学校協議会の基本的な役割は、「運営に関する計画」の策定にあたり校長に意見を述べることや「学校関係者評価」を実施すること、学校における教育活動を支援する取組に関することなどである。PTAや地域団体、はぐくみネットや学校元気アップ地域本部など、学校での教育活動を支援する団体・組織の代表である学校協議会の委員が、「運営に関する計画」の策定についての議論などを通して、学校はどのような支援を求め、団体・組織はどのような支援ができるのかについて話し合い、その内容を団体・組織に持ち帰り具体的な支援活動につなげることで、学校と地域の連携を深める必要がある。

今後、学校協議会が効果的に実施されるよう、管理職を通じて、学校協議会委員に対し、

学校協議会の趣旨や役割、服務について引き続き十分に周知していく。そのためにも必要となる校園長など管理職への研修の実施、さらにはPTA関係者を対象とした研修についても実施するなどし、学校協議会の重要性に対する理解の向上を図るための支援を行う。さらに、課題に応じて、適宜、校園への指導や区役所との調整を行い、社会総がかりの視点から、その構成や運営方法についても多角的な観点で検証・改善する。

学校協議会委員については、校長と区長から意見を聴いて任命している。委員の人数については、3名～10名以内を原則としているものの、保護者等との連携・協力や学校運営への参加促進という趣旨から鑑みて、保護者や地域住民はそれぞれ複数名が望ましく、今後の校園長研修で理解を深めていく。

戦略3 - 2 生涯学習の推進

1 局運営方針に掲げた戦略・具体的取組の状況等

(1) 具体的取組の達成状況

【 知識創造型図書館の機能充実】

地域の情報活用基盤として調査相談機能の高度化などにより市民の利用を促進し、誰もがいつでも情報や知識を活用して創造性・生産性を高めることができるように支援する。

また、子どもの読書活動の相談・支援センターとして、学校や地域と連携して子どもの心と創造力を育む読書活動を市民との協働により効果的に推進する。

業績目標	達成状況
商用データベースについて、広報や、活用講座・データベース検定の開催を通じて周知を図り、総アクセス件数12万件をめざす。	
読書支援活動ボランティアを対象にステップアップ講座を2講座以上実施するとともに、すべての区においてボランティア活動を支援するための交流会や情報交換会を実施する。	

・商用データベースの利用促進として、イベントや展示を実施しており、総アクセス件数は120,821件となった。

・読書支援活動ボランティアを対象に、ステップアップ講座を2講座、各区で、ボランティア活動を支援するための交流会や情報交換会を計28回実施し、ボランティアの登録者数は25年3月現在2,533名となった。(24年3月 2,433名)

< 課題及び改善策 >

・図書館の利用を通じた情報活用を活性化することで、市民の創造性・生産性を高めるための支援を充実する必要がある。

・新たなボランティアの養成とともに、養成したボランティアが継続できるための取組を進める必要がある。

・調査相談機能の高度化を図りながら、講座等を通じて商用データベースの活用方法を参加者に紹介する。

・アンケート結果に基づくボランティアのニーズに合わせたステップアップ講座の開催や、情報交換のための交流会を実施する。

【 生涯学習の機会や情報の提供】

生涯学習センターやクラフトパークなど、生涯学習の場や機会を提供することにより、市民の主体的な学習を支援するとともに、その学習を市民活動へとつなげられるよう、情報の提供や相談機能の充実を図る。

あわせて、区役所の生涯学習担当者を対象とした研修会や連絡会議を定期的に行い、研修や情報交換、連絡調整を図る。

業績目標	達成状況
生涯学習センター・クラフトパークの総利用者数（事業参加者数を含む） 117 万人以上	
区役所生涯学習担当者を対象とした研修会を年 13 回、連絡会議を年 10 回開催する。	

・HP のリニューアルや積極的な広報、事業内容の充実等により、生涯学習センター・クラフトパークの総利用者数は約 117 万人であった。なお、生涯学習センターの平均利用率は 74.9%（23 年 74.5%）であった。

・年 10 回、各区の生涯学習担当者の参加により連絡会議を開催し、意見交換や連絡調整を図った。また、新転任の担当者に対し、生涯学習施策や事業に関する研修会を実施した。他に、区役所の生涯学習担当者を中心に、研修を兼ねた通年での調査研究事業を実施し、職員研修については計 13 回開催した。

< 課題及び改善策 >

・利用者総数や利用率は上昇傾向にあるが、市政改革プランが公表された後、26 年度に廃止とされた生涯学習センターの利用者数は減少し、残る 2 館の利用者数が増加する傾向が見られた。

各区との連携を強化し、会議や研修を通じて、区役所の生涯学習支援機能の向上を図る必要がある。

・26 年度に廃止する 3 つの生涯学習センター利用者の活動の場の確保や区への生涯学習機能の継承について、区役所等と具体的な検討を進めていく。

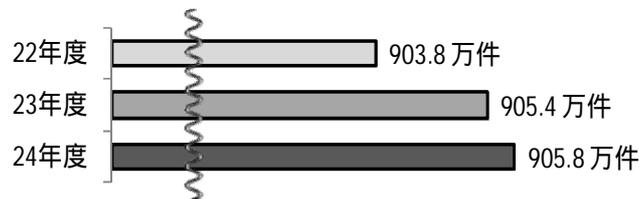
(2) 戦略の進捗状況とめざす成果の達成状況

- ・学習を通じて、自分たちでものごとを決め、共にさまざまな課題の解決にあたるという市民力を育成し、「自律と協働の社会」の実現に向け、生涯にわたる学習を支援する。
- ・戦略の推進にあたっては、具体的取組に取り組むとともに、ゆとりとみどり振興局・各区役所等の取組（博物館施設、生涯学習ルーム等）とも連携を図る。

達成目標	進捗状況
図書館への来館者数と図書館ホームページ（トップページ）アクセス件数の合計数を前年度より増加させる。	B
27 年度までに生涯学習センターにおける学習や市民活動に関する相談数を年間 2 万 8 千件以上にする。	

<めざす成果の達成状況>

図書館への来館者数と図書館ホームページ（トップページ）アクセス件数の合計数



24年度 生涯学習センターにおける学習相談件数

学習相談件数は30,129件となり、目標を上回る成果を得ることができた。

<戦略の進捗状況>

- ・図書館では来館者数の増加とともに、イベントや展示の実施により商用データベースの利用促進の総アクセス件数が増加した。生涯学習センター・クラフトパークでは、ホームページのリニューアルや事業内容の充実等により総利用者数が概ね目標に達し、生涯学習センターの学習相談件数については目標を大きく上回った。以上のように、市民の主体的な学びを支える環境の整備を進めた結果が表れている。
- ・また、読書活動支援ボランティアの交流会や、各区の生涯学習担当者の参加による連絡会議など、情報交換や連絡調整の場を持つことにより、生涯学習ルーム事業をはじめとした地域の実情に応じた生涯学習の推進を図ることができた。

2 戦略を通じた今後の方向性

図書館への来館者数と図書館ホームページ（トップページ）アクセス件数の合計数については、22年度から23年度にかけて0.17%の伸び率であったが、23年度から24年度は0.04%と低下した。引き続き、広報媒体の効果的活用に取り組み、25年度中に行う図書館情報ネットワークシステムの更新にあわせ、サービスの改善や利便性の向上等を図るなど、来館者数、ホームページアクセス数が増加するよう工夫を重ねる。

一方、地域における読書活動の活性化に向けて区との連携を進め、区役所や地域団体などが実施する行事への協力・参加、行政施策や地域活性化に向けた企画立案支援の強化を図る。また、「第2次大阪市子ども読書活動推進計画」に基づき、学校や地域の子育て支援施設と連携して子どもの読書活動を推進する。とりわけ図書館離れの傾向がある中学生に対して、ヤング層の利用を増やすための各種催しや企画展を開催するとともに、図書館ホームページ内のティーンズのページを充実させる。

現在、城東図書館の建替えを行っており、厳しい財政事情から建替えや新設を進めていくことは容易ではないが、今後、子どもたちの読書環境づくりについても視野に入れ、施設の老朽度をはじめ、総合的に勘案しながら検討していく。民間の手法を取り入れたサービス改善については、チームを立ち上げ、企業インタビューを行うなどし、研究を深めている。また、民間の企画・広報力と図書館機能がマッチングした事業の実施も検討していく。

24年7月に策定した市政改革プランにおいて、総合生涯学習センターについては、主に地域公共人材の育成や企画・立案、NPOとの連携等の機能を果たす拠点として、阿倍野市民学習センターについては、主に営利事業になじまない社会的課題等に関する業務を担う拠点として機能の再整理を図っていくこととしている。

今後、地域における生涯学習を推進するにあたっては、区が中心的な役割を担うこととなる。従って、生涯学習センターにおいては、地域における生涯学習活動を担う人材の育成をはじめ広域的な情報提供、スケールメリットを要する事業など、区では担い難い生涯学習施策を推進しながら、区との連携を図り、区における生涯学習を支援し、補完する拠点施設としての機能を担ってまいる。

24年7月の市政改革プランに基づき、大阪市の生涯学習行政についても大幅な見直しを進めている中、社会教育委員会議より出された「新しい大都市制度における生涯学習のあり方について（意見具申）」の中でも、市民にとって、個人の生きがいや自己実現につながる趣味・教養に関する学習も必要であるが、行政としては、学習成果の社会への還元に着目した生涯学習に取り組むべきであるとされている。生涯学習を通じた、自律した地域運営を担うことのできる「市民力」の育成、および、市民主体の生涯学習活動を支援し、「教育コミュニティ」づくりを推進することが「生涯学習行政」のきわめて重要な役割であるとされている。これまでも「生涯学習ルーム事業」や「はぐくみネット事業」を通じて「教育コミュニティ」づくりを推進してきたが、今後も、各地域での生涯学習を支える区役所と連携しながら、市民が市民力を身につけ、学習成果を地域に還元できるような生涯学習施策を推進してまいる。

2 ムダを徹底的に排除し、成果を意識した行財政運営に向けた主な取組

【 未利用地の売却・転活用の促進】

市有財産の有効活用と財源の確保を図るため、区役所や関係部局との連携を密にし、事務を効率的かつ円滑に進め、「大阪市未利用地活用方針」や各区長が住民の意向を確認して決定した方針に基づき、売却時期の前倒しも含めて、順次、未利用地の売却・転活用を進める。

平成 24 年度 of 取組内容・目標	達成状況
<ul style="list-style-type: none"> ・ 10 件の未利用地の売却を進める。 ・ 次年度以降の売却予定について、まちづくりの視点から各区長が住民の意向を確認して決定した方針に基づき、処分時期の前倒しを含め各区と調整し、商品化を進める。 	
未利用地の活用方針や各区長が住民の意向を確認して決定した処分検討地のうち予算計上した物件の売却による歳入予算の確保を図り、次年度以降の売却予定物件の商品化事務に着手する。	

- ・ 10 件の内 1 件について、プロポーザル方式による業者選定を実施したうえで売却を行った。売却件数は少なく、予定していた歳入予算の確保に至らなかったが、売却を行った物件については予定価格を上回った。
- ・ 売却に至らなかった物件については、土壌汚染の表層調査の結果、土壌汚染が判明し今後詳細調査を実施する必要性が生じたもの及び、隣接地権者との土地境界確定が難航しているため商品化の完了に至っていないもの等である。さらに、地元の意向を再度取りまとめる必要性が生じるなどの結果、入札に至らなかったものや、入札直前に想定されなかった地下埋設物の存在が判明したため入札が中止された物件があった。これらについて次年度以降に商品化事務は継続するが、今年度売却に至らなかった課題について、早急な対応策を検討し、当該区役所と連携して地元調整を図るとともに、効率的かつ円滑な事務作業を行う必要がある。

【 広報関係経費の削減】

広報関係予算について見直しを行い、本市方針に沿って、25 年度までに 23 年度予算比で 5 割以上の経費を削減する。(23 年度予算額 28,763 千円 削減目標額 14,382 千円)

平成 24 年度 of 取組内容・目標	達成状況
広報関係予算について、25 年度までの削減計画を作成し、計画的な削減に取り組む。 削減目標額 7,200 千円 (平成 23 年度予算比 25%)	

- ・ 24 年度は、概ね計画どおり削減できた。(7,999 千円)
- ・ 25 年度予算要求における広報関連物について、精査のうえ、必要性や効果を見極め、23 年度予算比 5 割削減予算とした。(14,556 千円)

【 監理団体への競争性のない委託料の見直し】

監理団体に対する委託料のうち、競争性のない随意契約による事業委託については、25 年 4 月から行わないこととする。

平成 24 年度の取組内容・目標	達成状況
監理団体への競争性のない随意契約による事業委託について、一部の事業については、7月末をもって廃止や直営での実施とする。 それ以外の事業についても、25年度から競争性のない随意契約を行わないため、新しい契約方式の制度設計やシステム改修等を行う。	

- ・監理団体への競争性のない随意契約による事業委託5件のうち3件については7月末をもって、残りの2件については24年度末をもって見直し直営とした。

【 民間委託化の推進】

業務の効率化を図るため、学校給食調理業務について、退職者数の動向を踏まえて民間委託化を引き続き推進する。

平成 24 年度の取組内容・目標	達成状況
小学校給食調理業務の民間委託化を推進する。	
新たに小学校 11 校で実施する。(計 48 校)	

- ・24年4月から、給食調理業務の民間委託を新たに小学校11校で実施した。(計48校)
- ・事業の水準を確保しながら、民間委託を推進する必要がある。

【 キッズプラザ大阪 施設運営のあり方検討】

市政改革プランを踏まえ、補助金の縮減に向け、料金体系の見直し(市外利用者料金の値上げなど)や民間ノウハウの活用を図るとともに、28年度末までに、新たな担い手の可能性も追求し、施設運営のあり方について広域的な観点から継続して検討する。

平成 24 年度の取組内容・目標	達成状況
府市統合本部での検討も踏まえ、今後の施設運営のあり方について検討を進めるとともに、料金体系の見直しや人件費削減等について運営主体と協議を行い、補助金の削減を図る。	

- ・補助金縮減に向け、料金体系の見直し等について運営主体と協議を行い、補助金の縮減を図るとともに、25年4月から、市外の学校園団体料金を見直すこととした。
- ・府市統合本部での検討を踏まえて、府立大型児童館ビッグバンとの事業連携に向け、双方の施設が相乗効果を得られるような広報・企画事務等の検討を行い、ホームページ、広報物での共同のPRに取り組んだ。
- ・今後の施設運営のあり方について検討を進めた。
- ・運営経費全体の収支改善方策とも連動させ、今後さらなる補助金縮減案を引き続き検討していく必要がある。

【 音楽団事業及び音楽堂貸し出し事業のあり方検討】

市政改革プランを踏まえ、音楽団の26年度当初からの自立化に向け、有識者等の意見も聞きながら調査検討を行い、条件整備や最適な運営形態を決定する。

平成 24 年度の取組内容・目標	達成状況
自立化に向けて、有識者等の意見も聞きながら、料金体系の見直しや新規事業の導入について具体的に検討を行い、新たな歳入確保を図る等、条件	

整備を進めるとともに、最適な運営形態についても調査研究を行い、方向性を出す。	
--	--

- ・音楽団の自立化に向け、本市特別参与を交え協議を行った。(27回)
- ・音楽団使用料の改定を行い、歳入増を図った。(7月)
- ・歳入増をめざし、定期演奏会についてネーミングライツの導入や入場料金体系の変更を行う(8月)とともに、ワンコインコンサートを実施した。(9・12・3月)
- ・指揮者等の報償金の支払い基準を改定する(7月)とともに、事業の実施にあたっては、指揮者と司会者を団内で賄うなど工夫し、歳出の縮減を図った。
- ・音楽団事業の適正価格の市場調査などを行った。(12月)
- ・音楽堂貸し出し事業について、収支均衡を図るために使用料を改定する内容で、音楽堂条例の改正を行った。(3月)
- ・歳入を確保するため、「マイムと吹奏楽」等の新規事業について、25年度予算に計上した。
- ・自立化後の音楽団の組織運営を構築するため、総務並びに営業を担当する非常勤嘱託職員の雇用について、25年度予算に計上した。
- ・引き続き、本市特別参与を交え、自立化後の音楽団への支援のあり方、並びに音楽団の練習場の確保等について検討する必要がある。
- ・事業のラインアップを作成するなど広く周知を行い、自立化後の事業展開の方向性を明確にしていく。

【 生涯学習センターの見直し】

現在の指定管理期間が25年度末で終了することから、26年度以降のあり方について、市政改革プランを踏まえ、市民の利便性と施設の経済性を考慮し、主として地域公共人材の育成や企画・立案、NPOとの連携、情報提供・学習相談などの機能を果たす拠点として総合生涯学習センターを、主として営利事業になじまない社会的課題等に関する業務を担う拠点として阿倍野市民学習センターを存続させ、弁天町・難波・城北の市民学習センターは廃止する。

また、見直しの内容及び時期を明らかにした実施計画を策定し、同計画に基づき見直しを行い、実施計画策定時に見直し効果を明示する。

平成24年度の実施内容・目標	達成状況
<ul style="list-style-type: none"> ・真に必要な行政が担うべき機能の継承について、区長会と連携して、検討を進めるとともに、民間施設等の調査を行い、26年度以降の事業運営方針を決定する。 ・見直しの内容及び時期を明らかにした実施計画を策定し、同計画に基づき見直しを行う。 	

- ・6～7月にかけて市内の民間貸会議室や他都市の市民利用施設について調査を行うとともに、8月には、生涯学習センター利用者約5,000人を対象とした利用実態調査を行った。
- ・部内にプロジェクトチームを立ち上げ、総合生涯学習センターで担うべき機能について方向性を定めるとともに、区への継承が必要な機能について区役所等と検討を行った。
- ・あわせて、真に必要な行政が担うべき役割について精査をし、見直しの内容及び時期を明らかにした実施計画を策定した。

- ・区への生涯学習機能の継承や、26年度に廃止される3つの市民学習センター利用者の活動の場の確保について、区長会等と検討を進めていく必要がある。

【 施策・事業の聖域なきゼロベースの見直しと再構築】

市政改革プラン「アクションプラン編」における「施策・事業の聖域なきゼロベースの見直しと再構築」に盛り込んでいる23年度予算における一般会計の一般財源ベースで1億円以上の施策や事業などについて、「点検・精査の視点」及び「施策・事業の水準等についての基本的な考え方」に基づき、見直しを実施する。

平成24年度の実施内容・目標	達成状況
<p>市政改革プランにおける「施策・事業の聖域なきゼロベースの見直しと再構築」の内容に沿って、次の見直しを実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国青年招致事業 <ul style="list-style-type: none"> （財）自治体国際化協会が実施するJETプログラムを活用したネイティブスピーカー（NS）の雇用を市による直接雇用に切り替える。（見直し効果額 4百万円（一般財源 4百万円）） ・一般維持運営費 <ul style="list-style-type: none"> 施設一体型小中一貫校（（愛称）やたなか小中一貫校）の開設に伴う削減。（見直し効果額 4百万円（一般財源 4百万円）） ・学校元気アップ地域本部事業 <ul style="list-style-type: none"> 24年度新規51校での実施を1年先送りにし、立ち上げ期の「学校元気アップ支援員」（非常勤嘱託職員）の配置期間を2年から1年に短縮する。（見直し効果額 159百万円（一般財源（115百万円）） 	

- ・外国青年招致事業については、任期が満了した6名について募集・選考を実施し直接雇用へ切り替えたことに伴い、24年度補正予算において4百万円を削減した。
- ・一般維持運営費については、施設一体型小中一貫校の開設（24年4月）に伴い、24年度補正予算において4百万円を削減した。
- ・学校元気アップ地域本部事業については、24年度新規51校での実施を1年先送りにし、立ち上げ期の「学校元気アップ支援員」（非常勤嘱託職員）の配置期間を2年から1年に短縮したことに伴い、24年度補正予算において159百万円を削減した。

【 補助金等の見直し】

市政改革プラン「アクションプラン編」における「補助金等の見直し調整方針」に基づき、「補助金等のあり方に関するガイドライン」に基づくこれまでからの見直しに加え、エンドユーザーである市民の視点から有効性・妥当性、特定の団体の既得権になっていないかなどの観点から補助金等を見直しを実施する。

平成24年度の実施内容・目標	達成状況
<p>市政改革プランにおける「補助金等の見直し」の内容に沿って、次の見直しを実施する。</p>	
<p>大阪市PTA協議会運営補助金 廃止</p>	

- ・ 市政改革プランにおける「補助金等の見直し」の内容に沿って、「大阪市PTA協議会運営補助金」について見直しを行い、24年度補正予算においても計上しなかった。

【 クラフトパーク 施設運営のあり方の抜本的検討】

現在の指定管理期間が25年度末で終了することから、26年度以降の施設運営のあり方について、クラフトに関する市民ニーズ調査や外部等の意見も取り入れながら、事業仕分けの判定を踏まえて抜本的に検討し、24年度には方針を決定する。

また、見直しの内容及び時期を明らかにした実施計画を策定し、同計画に基づき見直しを行い、実施計画策定時に見直し効果を明示する。

なお、現在の指定管理期間中においても、経費削減やより効果的な事業実施について検討・改善を行う。

平成24年度の取組内容・目標	達成状況
<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間との連携や、市民との協働拡大をより一層図るとともに、ホール貸出の開始など施設の活用や利用者の利便性向上に向けた取組を行うなど、収支改善策を検討する。 ・ 22年度に実施した市民ニーズ調査の結果や23年度に聴取した外部等の意見も踏まえながら、今後の施設運営のあり方の検討を行い、26年度以降の施設運営方針を決定するとともに、見直しの内容及び時期を明らかにした実施計画を策定し、同計画に基づき見直しを行う。 	

- ・ 4月よりクラフトホールの貸出を開始した。
- ・ 引き続き民間等と連携した事業を実施した。
- ・ 受講者の定員を増やす等、収支改善策の検討を行った。
- ・ 26年度以降の施設運営方針を決定するとともに、見直しの内容及び時期を明らかにした実施計画を策定し、同計画に基づき見直しを行うこととした。
- ・ 25年度の条例改正（開館時間、料金体系等）を経て、26年度以降の新たな指定管理者を公募し、2年間での収支均衡を図る必要がある。

【 監理団体等の活用のあり方の検討】

監理団体・事業関連団体について、今日的な視点から改めて団体の存在意義、事業内容の検証・見直しを行う。

また、本市OB職員の就任が必要なポスト以外について、公募制を導入するとともに、市の人的関与のあり方について24年度中に再精査を実施する。

平成24年度の取組内容・目標	達成状況
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本市OB職員の就任が必要なポスト以外について、本市OB職員が応募の際には市人材データベース制度に則って公募により実施。（24年4月） ・ 派遣職員2人の引き揚げを行うことにより、22年7月現在の派遣職員数の1/2相当を超える引き揚げを実施。（24年4月） ・ 市の人的関与のあり方について再精査を実施する。 	

- ・ 本市OB職員の就任が必要なポスト以外について、本市OB職員が応募の際には市人材データベース制度に則り、公募により採用の可否を決定した。（24年4月）
- ・ 派遣職員2人の引き揚げを行うことにより、22年7月現在の派遣職員数の1/2相当を超え

る引き揚げを実施した。(24年4月)

- ・残る派遣職員1名について、25年度末までの引き揚げを検討する必要がある。

【職員数・超過勤務手当の削減】

事務局職員については18年度からの5年間で本市平均以上の削減を実施する。市政改革プランを踏まえ、今後、教員など一部の職種を除き、採用凍結を基本とし、より効率的・効果的な配置を行うとともに、学校園教職員については行政転任、再任用・嘱託職員の活用を図り、引き続き削減を着実に進行。また、事務の効率化等を図ることにより、超過勤務手当の更なる削減に取り組む。

- ・事務局職員については、可能な部署に再任用・嘱託職員の配置を実施する。
- ・学校事務職員については、学校財務会計システム等の稼働に伴う事務の簡素化・軽減化による人員見直しとして、24年度末まで(25年4月時点)に66人を削減する。
- ・管理作業員については、業務の効率化に伴う見直しや事務転任等により、26年度末まで(27年4月時点)に164人を削減する。
- ・給食調理員については、給食調理業務の民間委託化に伴う見直しや事務転任等により、26年度末まで(27年4月時点)に123人を削減する。
- ・高校教員については、商業高校再編に伴う見直しにより、25年度末まで(26年4月時点)に49人を削減する。

平成24年度の実行内容・目標	達成状況
<ul style="list-style-type: none">・事務局職員については、事務局在籍の学校事務職員と合わせ、効率的・効果的な配置に努める。・学校事務職員については、学校財務会計システム等の稼働に伴う事務の簡素化・軽減化による人員見直しを実施する。・管理作業員については、業務の効率化に伴う見直しや事務転任等を実施する。・給食調理員については、給食調理業務の民間委託化に伴う見直しや事務転任等を実施する。・超過勤務手当については、削減に取り組む。	
<ul style="list-style-type: none">・事務局行政職員については12人削減、専門職については退職不補充を基本。・学校事務職員については、23人削減・管理作業員については、48人削減・給食調理員については、37人削減・高校教員については、21人削減 (いずれも24年4月現在)・超過勤務手当については、23年度比10%減に取り組む。	

- ・事務局職員については、18人の削減を行い、効率的・効果的な配置を実施した。
- ・学校事務職員については、学校財務会計システム等事務の簡素化・軽減化により23人の削減を行った。
- ・管理作業員については、業務の効率化等に伴う見直しにより48人の削減を行った。

- ・給食調理員については、給食調理業務の民間委託化等に伴う見直しにより 37 人の削減を行った。
- ・高校教員については、21 人の削減を行った。
- ・技能職員（管理作業員・給食調理員）にかかる新たな専門職種として事業担当主事（補）を設置した。
- ・事務局職員に係る超過勤務手当については、短期間で大量の業務を要する緊急対応が発生し、前年度より増加する結果となった。職員数削減の中ではあるが、超過勤務手当の削減に向けてさらなる業務の精査など一層の取り組みが必要である。
- ・今後とも職員数見直しを行うに際し、一層の効率的・効果的な見直し方策を検討する必要がある。

【 職員力の向上と新たな組織風土づくり 】

業務の円滑化や効率化を図る一方で、職員力や役割意識を向上させ、職員がモチベーションやチャレンジ精神を持って取り組める職場風土を醸成することを通して、より質の高い教育行政の推進や市民サービスの向上をめざす。

具体的には、「教育委員会事務局人材育成行動宣言」に基づき、研修の実施やコミュニケーションの活性化を図ることにより、人材育成・能力開発に努める。また、「元気アップ運動」を展開し、職場内での議論の活性化を図ることにより、仕事に密着した課題の改善等に取り組む。

平成 24 年度の取組内容・目標	達成状況
<ul style="list-style-type: none"> ・全職員を対象としたコンプライアンス意識や人権などに関する研修、新規採用者・所属間交流者を対象とした局所管事務事業概要を理解するための研修等を実施するとともに、OJT 推進月間を設定するなど、OJT の取組を進める。 ・業務に関する情報や、職員向けの情報誌を庁内ポータルに掲載するなど、職員が相互に情報を発信し、共有するための仕組みづくりを継続して行う。 	

- ・新規採用者については、局所管事務事業を説明するとともにコンプライアンス・服務研修を 4 月に実施した。
- ・教育委員会事務局人材育成行動宣言を 8 月に策定し、周知を行った。
- ・全職員を対象に局コンプライアンス・服務研修を 9 月から 10 月にかけて実施した。
- ・局人権研修を各職位に応じて 12 月に実施した。
- ・OJT 推進月間を設定（9 月中旬から 10 月中旬まで）した。
- ・「元気アップ運動」の一環として、業務に関する情報や、職員向けの情報誌を庁内ポータルに掲載し、職員の情報共有を推進した。
- ・研修内容の理解度を深めるためにも継続的な取り組みが必要である。

一方、喫煙の問題など、学校教職員のコンプライアンス意識の向上も喫緊の課題である。

例えば、個人情報等の紛失についても、書類の紛失などによるものが多く、校務支援システムの稼働は一定の抑止にはなるが、それだけで解決するものではない。そのため教職員に対しては、文書周知や研修の実施により本市職員としての自覚を促すよう取り組みを一層進め

る必要がある。

また、公益通報制度における事実調査については、事案に応じて教務部や指導部が直接調査を担当する、あるいは、学校現場と共同して調査を行うなどの方法で実施するとともに、組織として継続的に改善をしていかなければならない。

さらに、25年度からは教務部内に服務・監察チームを増員しており、全学校園に対して監察業務を行っている。このチームを活用し、学校園にきめ細かい指導等を行い、ひいてはコンプライアンス意識の向上、非違行為の未然防止に努めていく。

【 学校給食費の公会計化】

給食費会計の適正化を図るため、市政改革プランを踏まえ、26年度から公会計方式を導入するにあたり、条例等の規定整備やシステム構築等の制度設計を行う。給食費未納者への法的措置や学校における累積繰越金（余剰金）の解消を図る。

平成 24 年度 of 取組内容・目標	達成状況
公会計化にかかる条例案の検討や先行事例の実情調査等、制度設計の検討を行う。合わせて、未収金や累積繰越金の処理方法について検討を行う。	

- ・先行事例の実情調査を行い、それをもとに制度設計の検討を行った。
- ・25年度予算市会において「大阪市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例」を制定。（26年度施行予定）
- ・徴収システムの構築に係る検討を行う必要がある。
- ・要綱・規則などにより減額の基準等を定める必要がある。
- ・未収金や累積繰越金の処理方法について方針を決定する必要がある。

【 デザイン教育研究所 事業運営のあり方の抜本的検討】

事業仕分けの判定を踏まえ、デザイン教育研究所の事業運営のあり方等について、24年度中にデザイン教育のあり方、歳入・歳出予算のあり方、学習カリキュラムの再編、入試制度の改革などについて検討するとともに、それに伴う運営予算のあり方について見直しを行う。

平成 24 年度 of 取組内容・目標	達成状況
外部のオブザーバーを含めた「デザイン教育研究所あり方検討会議」での検討結果及び府市統合本部での議論を踏まえ、事業運営のあり方の検討を進める。	
デザイン教育のあり方をはじめ、歳入・歳出予算のあり方、学習カリキュラムの再編、入試制度の改革等について意見集約した結果を踏まえ、今後の事業運営に関する方針を決定する。	

- ・工芸高校との継続教育を行っていることから、高等学校の広域自治体への一元化に向けた協議の中でクリアすべき課題について整理を行った。
- ・個別課題ごとの対応方針について決定する必要がある。